

障害者(児)福祉のてびき

みんなが笑顔で支え合う共生社会の実現



藤枝市役所健康福祉部障害福祉課

〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11番1号
西館1階14番窓口

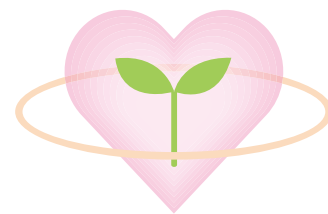
電 話 054-643-3149 (障害者総合支援係)
054-643-3131 (基幹相談支援センター)
054-643-3294 (障害福祉係)
F A X 054-644-2941 (障害福祉課)

E-mail (PC) shougai@city.fujieda.lg.jp

作成年月日 令和7年4月

も く じ

1 身体障害者手帳	1	12 在宅生活支援	36
2 療育手帳	2	防災用具給付	36
3 精神障害者保健福祉手帳	3	小児慢性特定疾患日常生活用具給付	36
4 障害福祉サービス	4	重度心身障害者等紙オムツ助成	36
5 医療費の助成	9	NHK放送受信料の免除	37
自立支援医療（更生医療）	9	郵便等による不在者投票	37
自立支援医療（育成医療）	10	郵便等による不在者投票における代理記載制度	39
自立支援医療（精神通院）	12	FAXサービス	40
重度障害者（児）医療費助成	13	レスキューナウ	40
後期高齢者医療制度による医療	15	防災アプリ「藤枝市防災」	41
藤枝市精神障害者医療費助成	16	キックオフメール	41
6 補装具	17	TOUKAI（東海・倒壊）－0	41
7 地域生活支援事業	19	住宅のバリアフリー改修工事に伴う	
日常生活用具	19	固定資産税の減額制度	42
災害時のためのストマ装具の備蓄	20	藤枝市難病患者介護家族リフレッシュ事業	43
意思疎通支援	20	（在宅支援事業・就学支援事業）	
社会参加促進	21	13 各種相談事業	44
地域活動支援センター	21	14 その他	48
移動支援	21	成年後見制度	48
日中一時支援	22	日常生活自立支援事業	48
訪問入浴サービス	22	苦情を受けるための窓口	48
その他の居宅生活支援サービス	22	藤枝市障害者虐待防止センター	49
8 交通機関の割引	23	施設無料化制度	50
9 税金	29	自動車改造費の助成	52
10 障害福祉各種手当の支給	32	自動車運転免許証取得費の助成	53
特別障害者手当	32	ヘルプマーク	53
障害児福祉手当	32	市内ゆずりあい駐車場事業	54
特別児童扶養手当	33	15 各種サービス事業所一覧	55
11 年金の支給	34	16 関係団体	64
障害基礎年金・障害厚生年金	34		
心身障害者扶養共済制度	34		



◆QRコードから、障害福祉課ホームページ内の「障害者（児）福祉のてびき」のPDFデータが閲覧できます。

すべての市民がお互いを理解し、
ともに笑顔で、支え合って、
しあわせに暮らしていくことが
できる社会であってほしい。
～そんな願いを込めて～

市では、障害のある方の生活を支えるための、障害福祉サービスや医療費の助成など、各種支援制度を用意しています。

障害のある方が、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくことができ、そして自らの意思に基づいて社会のあらゆる活動に当たり前に参加することができるよう、社会の様々な障壁を取り除くことが重要です。

障害や障害のある人に対する理解促進に努め、障害のあるなしに関わらず、お互いを尊重し合い、支え合う「共生社会」の実現を図ります。

マイナンバーの確認について

マイナンバーの提示が必要な手続きの際は、成りすまし等を防ぐため、手続きされる方の番号確認と身元確認を行います。手続きの際は、①番号確認書類と②身元確認書類をお持ちください。

① 番号確認書類：マイナンバーカード、個人番号通知カード、マイナンバーが記載された住民票など

② 身元確認書類：写真付の身分証明書（運転免許証、旅券、身体障害者手帳など）の場合 1点

写真なしの身分証明書（医療保険証、年金手帳、特別児童手当証書など）の場合 2点

代理の方が窓口で手続きされる場合は、上記の①と②に加え、下記の③と④をお持ちください。

③ 委任状または申請対象者のマイナンバーカード、医療保険証、運転免許証、身体障害者手帳など（1点）

④ 代理人のマイナンバーカードまたは写真付の身分証明書（1点）または写真なしの身分証明書（2点）

※表紙は、令和6年度に実施した「ともフェス2024」絵画コンクールの金賞・銀賞を掲載させていただきました。
「笑顔」「手を取り合う」「しあわせ」のいずれかをテーマとした作品です。

身体障害者手帳は身体に障害（視覚機能、聴覚機能、平衡機能、音声機能・言語機能又はそ
しゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機
能、免疫機能、肝臓機能）があるとき、身体障害者福祉法に基づき交付される手帳で、障害が
あることを証明するものです。障害の程度により、１級（重度）から６級（軽度）までに分か
れています。

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）
新規交付申請以外にも、障害の程度が変わった場合などは、下
の表のとおり、必要なものをお持ちのうえ手続きをしてください。



手帳の申請区分と必要な書類

	区 分	申 請 事 由	持ち物					備 考
			診 断 書 *1	写 真	手 帳	印 かん	マイ ナンバー カード *2	
1	新規	初めて手帳の交付を受ける場合	○	○		○	○	
2	転入	静岡県外から転入した場合		△ *3	○	○	○	他県*2交付の手帳を継続 使用可（転入申請は必要）
3	等級変更	現在の障害の程度が変化した場合	○	○	○	○	○	*5
4	障害名追加	現在の障害と異なる障害を有した 場合	○	○	○	○	○	*5
5	再交付	手帳を紛失、破損した場合		○	○	○	○	*5（紛失時は手帳不要）
6	再認定	再認定（有期限）の場合	○	○	○	○	○	*5
7	住所変更	市内転居及び県内*4から 転入した場合			○	○	○	市内の場合は住所訂正 市外の場合は新住所地で変更
8	氏名変更	氏名を変更した場合			○	○	○	
9	転出	静岡県外*2へ転出する場合			○	○	○	
10	返還	障害軽減で等級に該当しなくなっ た場合 死亡した場合			○	○	○	
写 真 たて4cm よこ3cm （無帽の顔写真で1年以内に撮影したもの1枚（ポラロイド写真不可））								

- * 1 指定の様式で概ね6か月以内に作成されたもの
- * 2 静岡県内の政令指定都市等（静岡市、浜松市、富士市）を含む
- * 3 他県（静岡市、浜松市、富士市を含む）からの転入で静岡県の手帳を新規に作る場合に
必要
- * 4 静岡県内の政令指定都市等（静岡市、浜松市、富士市）を除く
- * 5 旧手帳と新し手帳を交換し旧手帳を県に返還

おおむね18歳未満で知的機能に障害が生じ、児童相談所または知的障害者更生相談所で知
的障害があると診断された方に対して交付される手帳で、障害の程度によりA（最重度・重
度）、B（中度・軽度）に分かれます。

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）
新規交付申請以外にも再判定や手帳の記載内容に変更がある場
合は、下の表のとおり、必要なものをお持ちのうえ手続きをして
ください。



手帳の申請区分と必要な書類

	区 分	申 請 事 由	持ち物			備 考
			写 真	手 帳	マイ ナンバー カード *2	
1	新規	初めて手帳の交付を受ける場合	○		○	*1
2	転入	静岡県外（静岡市・浜松市を含む）か ら転入した場合	○	○	○	
3	再判定	再判定（有期限）の場合		○	○	次期判定年月の3か月前か ら申請可*2
4	再交付	手帳を紛失、破損した場合 記載欄がなくなった場合	○	○	○	*3（紛失時は手帳不要）
5	記載事項変更	住所・氏名等の内容が変わった場合		○	○	
6	転出	静岡県外（静岡市・浜松市を含む）へ 転出する場合		○	○	
7	返還	該当しなくなった場合 必要でなくなった場合 死亡した場合		○	○	
写 真 たて4cm よこ3cm （無帽の顔写真で6か月以内に撮影したもの1枚（ポラロイド写真不可））						

- * 1 申請時に調査票の記入があるので、対象児（者）の生育歴等のわかるもの（母子手帳等）
があればお持ちください
- * 2 申請時に調査票の記入が必要
- * 3 旧手帳と新し手帳を交換し旧手帳を県に返還

一定の精神障害の状態にあることを証し、手帳の交付を受けた方に対して各方面の協力を得て各種の支援策を受け、自立と社会復帰や社会参加のための各種サービスが受けやすくなります。手帳の有効期間は2年間です。

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）

新規交付申請以外にも、更新の場合や手帳の記載内容に変更がある場合は、下の表のとおり、必要なものをお持ちのうえ手続きをしてください。

手帳の申請区分と必要な書類

区 分	申 請 事 由	持 ち 物					備 考
		診断書 ※1又は障 害年金の証書 ※2	写 真	印 かん	手 帳	身元 確認書類 ※3	
1 新規	初めて手帳の交付を受ける場合	○	△ ※3	○		○	
2 転入	静岡県外（静岡市・浜松市を含む）から転入した場合		△ ※3	○	○	○	
3 更新	手帳を更新する場合	○	△ ※3	○	○	○	有効期限の3か月前から行えます。
4 等級変更	現在の障害の程度が変化した場合	○	△ ※3	○	○	○	
5 再交付	手帳を紛失、破損した場合 記載欄がなくなった場合		△ ※3	○	○	○	*4（紛失時は手帳不要）
6 住所変更	市内転居及び、県内（静岡市・浜松市以外）から転入した場合			○	○	○	転出の場合は新住所地で変更
7 氏名変更	氏名を変更した場合			○	○	○	
8 死亡	死亡した場合			○	○		

写真サイズ たて4cm よこ3cm
（無帽の顔写真で1年以内に撮影したもの1枚（ポラロイド写真不可））

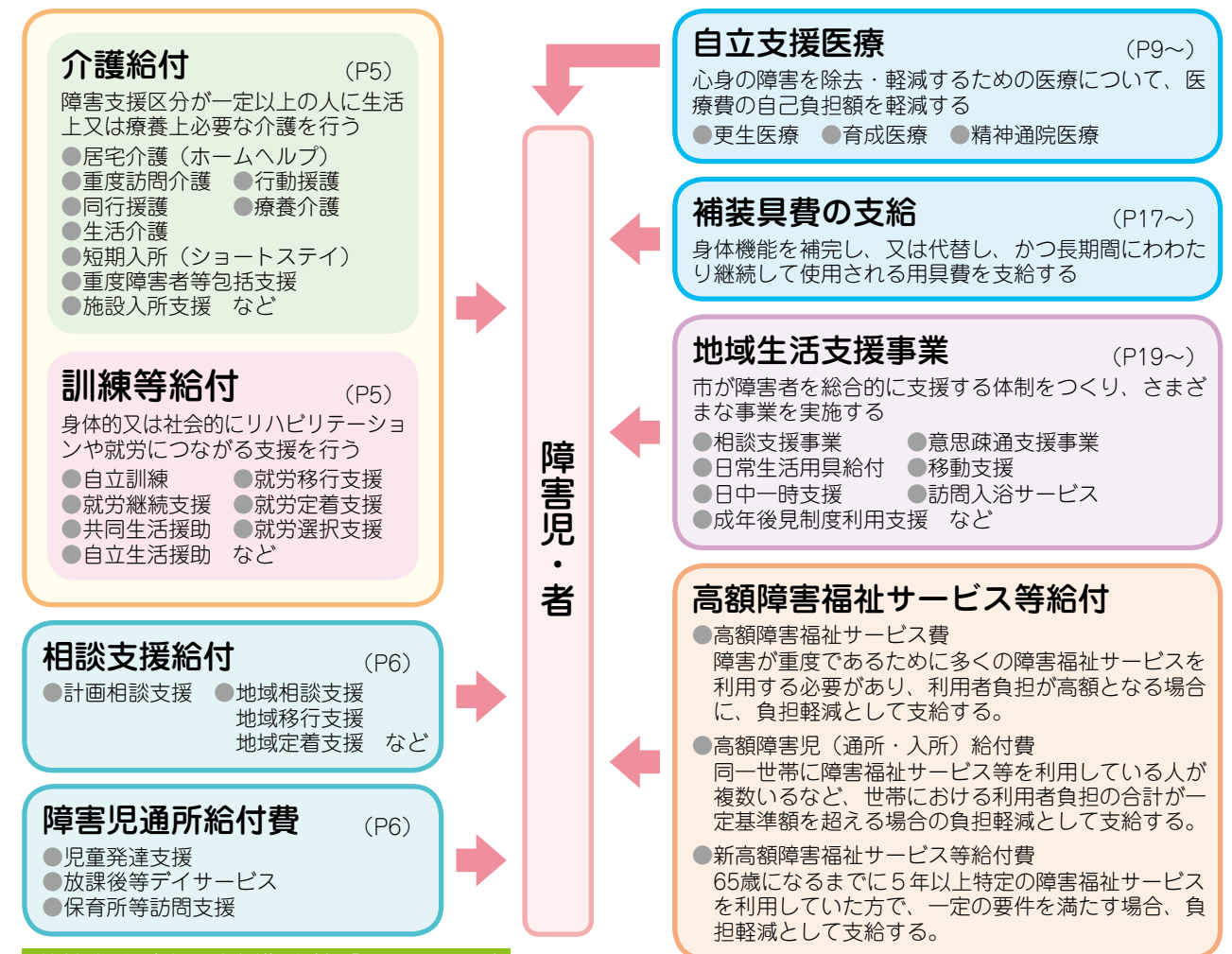
- * 1 初診日から6か月を経過しており、申請日から3か月以内に作成されたもの
- * 2 精神障害を支給事由とする障害年金の証書に限ります
- * 3 写真貼付を希望する場合のみ（写真貼付がない場合、サービスを受けられない場合があります）
- * 4 旧手帳と新手帳を交換し旧手帳を県に返還する



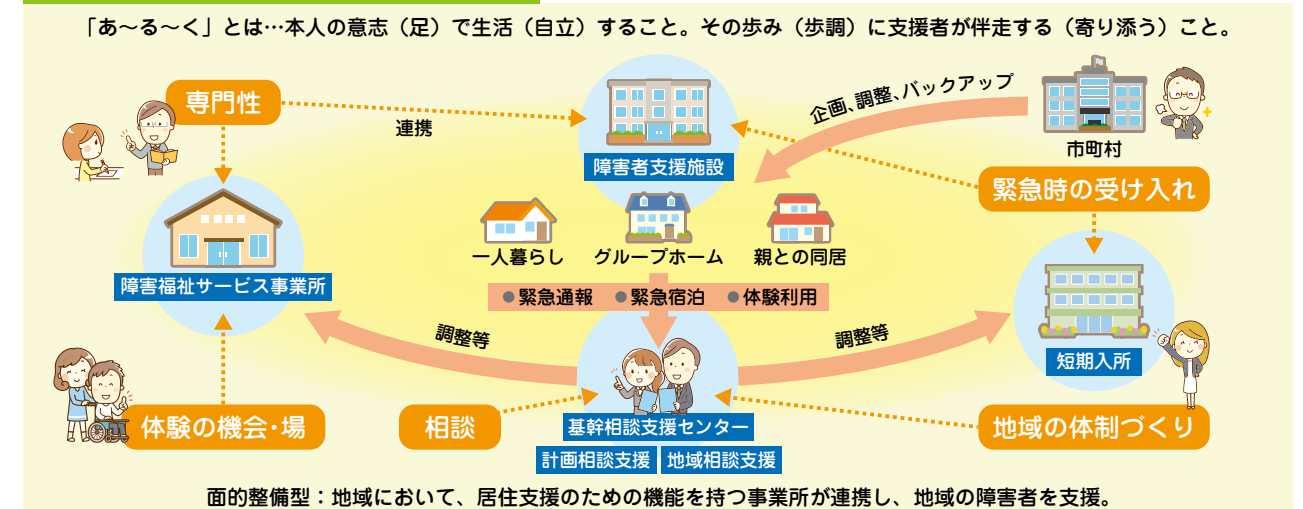
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）によるサービスのしくみ

障害者総合支援法は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁の除去に役立つよう、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行います。

サービスは、難病又は障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



藤枝市地域生活支援拠点等「あ〜る〜く」



障害福祉サービスの内容

※各種サービス事業所一覧については、P55～参照。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

訪問系サービス——在宅で訪問を受ける場合や、外出支援などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事の介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短期入所（ショートステイ）	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

日中活動系サービス——通所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	障害福祉サービス事業所を利用して一般就労した障害のある人等に対し、雇用に伴い生じる日常生活上での問題に関する相談、指導及び助言、その他の必要な支援を行います。
	就労選択支援	就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 （令和7年10月開始予定）

居宅系サービス——入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居に入居している障害のある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。
	自立生活援助	福祉施設等から一人暮らしを始める障害のある人等に対し、定期訪問により日常生活の状況等を把握し、必要な情報の提供、助言及び相談を行い必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。

相談支援サービス——障害福祉サービスを利用しようとする場合は、相談支援による利用計画が必要です。

給付の種類	サービスの名称	内 容
計画相談支援（特定相談支援）	サービス利用支援	支給決定又は支給決定の変更前のサービス等利用計画案を作成、支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。
	継続サービス支援	サービス等の利用状況を検証及び計画の見直し(モニタリング)を実施、支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。
地域相談支援（一般相談支援）	地域移行支援	住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
	地域定着支援	常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対応した相談、その他の便宜の供与を行います。

児童福祉法によるサービス

障害児通所支援——18歳未満の障害児を対象に、通所による指導や適応訓練を行います。

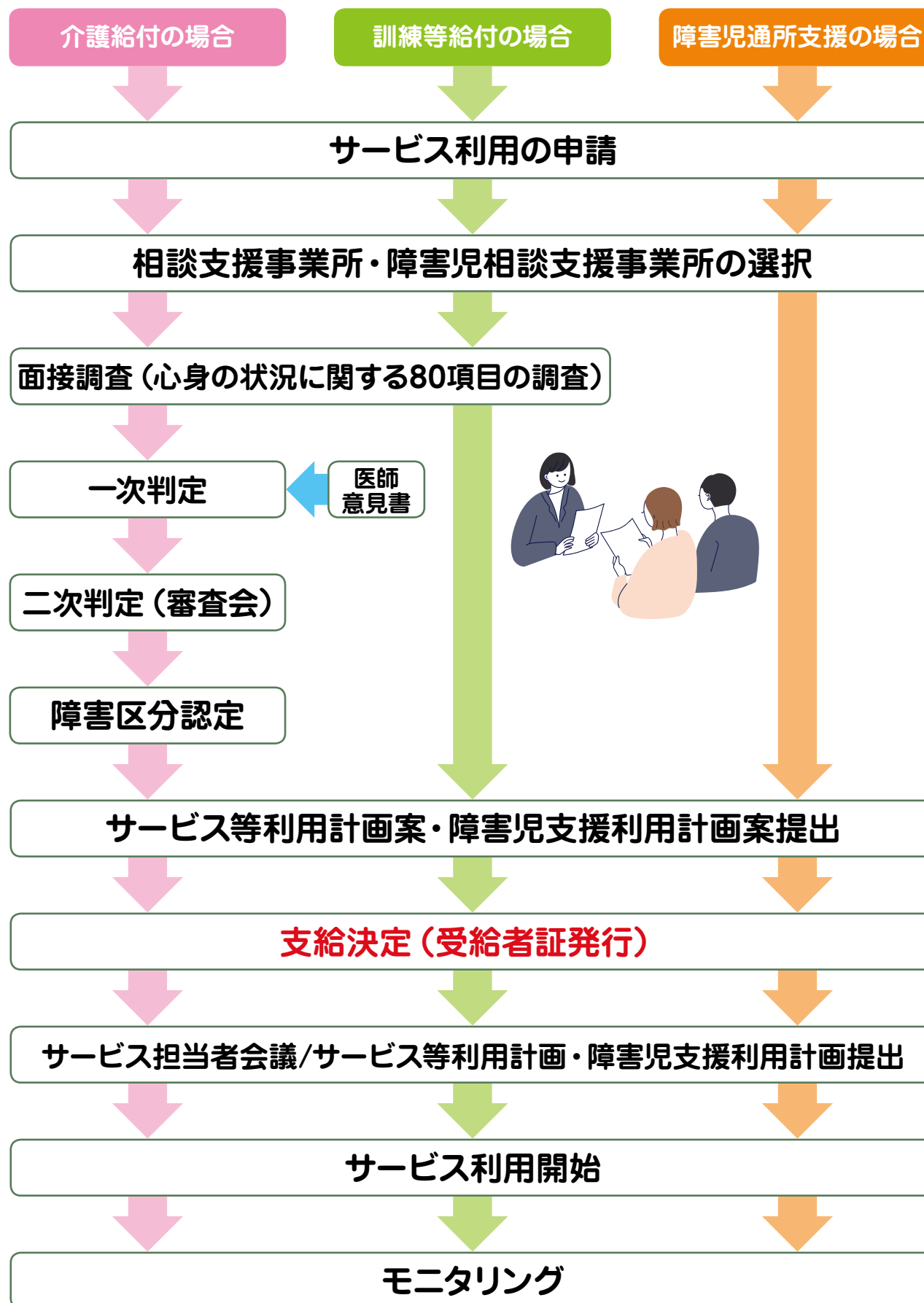
サービスの名称	内 容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

障害児相談支援サービス——障害児通所支援の利用に関しては、相談支援による利用計画が必要です。

サービスの名称		内 容
障害児相談支援事業	障害児支援利用援助	支給決定又は支給決定の変更前の障害児支援利用計画案を作成、支給決定又は変更後、障害児通所支援事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	障害児通所支援の利用状況を検証及び計画の見直し(モニタリング)を実施、支給決定又は変更後、障害児通所支援事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

サービスを利用するまでの流れ

サービスを利用するためには、
藤枝市に申請が必要です。



サービス利用にかかる費用について

ご本人にかかる負担額は世帯の所得によって決まります。
また、負担額は月ごとに上限額があり、次のとおり、区分に分かれています。

障害福祉サービスの場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割が16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、 市民税課税世帯の場合、「一般2」となります。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害児通所支援の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（所得割が28万円未満）	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

自立支援医療（更生医療）

自立支援医療（更生医療）とは、身体に障害のある方の日常生活能力、社会生活能力又は職業能力の回復や向上、獲得を目的に行われる医療で、知事が指定した指定医療機関において給付されます。

【対象者】

18歳以上の身体障害者手帳所持者（※18歳未満の方は育成医療（県事業）の対象）

【対象となる医療の例】

対 象 障 害	具 体 例
肢体不自由	形成術、人工関節置換術 等
心臓機能障害	弁口・心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込み手術
腎臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
視覚機能障害	角膜移植術、水晶体摘出手術、網膜剥離手術 等
聴覚機能障害	外耳道形成術・人工鼓膜・人工内耳 等
音声・言語・そしゃく機能障害	歯科矯正治療・口唇形成術・口蓋形成・人工喉頭 等
免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法 等

【自己負担】

自立支援医療の自己負担は原則1割ですが、本人が加入している医療保険証の保険料算定対象者の前年の市民税額や本人収入等により、軽減措置があります。

〈自己負担区分表〉

一定所得以下 (市民税非課税世帯)			中間的な所得 (市民税課税世帯)		一定所得以上
「生保」	「低1」	「低2」	所得割額 0～32,999円 「中間1」	所得割額 33,000～234,999円 「中間2」	所得割額 235,000円～ 「一定以上」
生活保護世帯	本人収入 80万円以下	本人収入 80万円超	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		対象外
0円	負担上限額 2,500円/月	負担上限額 5,000円/月	負担上限額 5,000円/月	負担上限額 10,000円/月	負担上限額 20,000円/月

- ・「中間１」世帯市民税（所得割）合計額が 33,000円未満
- ・「中間２」 ／ 33,000円以上で235,000円未満
- ・「一定以上」 ／ 235,000円以上
- ・一定所得以上の重度かつ継続に関する措置は経過措置
- ・「重度かつ継続」の対象範囲
 - ① 更生医療……腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（移植後の免疫抑制療法）、肝臓機能障害（移植後の免疫抑制療法）
 - ② 医療保険の高額療養費で多数該当の方

【申請手続き】

(申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係)

- ① 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
- ② 指定医の意見書
- ③ 身体障害者手帳
- ④ 被保険者等資格情報確認書（保険証の写し・資格情報確認書等）
- ⑤ 印かん
- ⑥ 特定疾病療養受療証（お持ちの方）
- ⑦ 申請者のマイナンバーがわかるもの
- ⑧ 身元確認書類

これらの書類をお持ちになり、申請してください。その後、静岡県身体障害者更生相談所で審査を行い、受給者証を交付します。

※更生医療を受けようとするときは、事前に、市へ申請することが必要です。

自立支援医療（育成医療）

肢体不自由児や先天的に心臓疾患などがある児童を対象に、放置すると将来において障害を残すことが認められ、確実な治療効果が期待できる場合、公費により薬剤・治療資材・手術代等の費用を負担する制度です。

【対象者】

18歳未満の児童で対象となる障害を有する方

【対象となる障害の医療の例】

対 象 障 害	具 体 例
視覚機能障害	白内障、先天性緑内障に対する手術
聴覚・平衡機能障害	先天性耳奇形に対する形成術
音声・言語又はそしゃく機能障害	唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正治療 等
肢体不自由	関節形成術、関節置換術、義肢装着のための切断端形成術 等
心臓機能障害	弁口・心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込み手術
腎臓機能障害	人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）
肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）
免疫機能障害	抗ＨＩＶ療法、免疫調節療法 等
小腸機能障害	中心静脈栄養法
その他の先天性内臓機能障害	尿道形成、人工肛門造設などの外科手術

重度障害者（児）医療費助成

重度の障害のある方に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。

【対象者】

- 身体障害者手帳 1 級・ 2 級所持者
- 身体障害者手帳 3 級所持者（ただし、内部障害のみ）
- ※内部障害とは…心臓機能障害・腎臓機能障害・呼吸機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・肝臓機能障害・ぼうこう又は直腸機能障害
- 療育手帳 A ・ B 所持者
- 特別児童扶養手当 1 級受給資格児童
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者

【助成対象】

- 保険診療自己負担分（医療保険適用の針灸マッサージ・補装具を含む）
- 訪問看護基本利用料

- ※ 1 身体障害者手帳 3 級（内部障害のみ）の方は、その障害に係る医療費のみ助成の対象となります。
- ※ 2 65歳以上で新たに手帳を取得された方のうち、住民税課税世帯は入院費が助成の対象外となります（通院費のみの助成）。
- ※ 3 「高額療養費」や「附加給付金」など、各種保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差し引いた残額が対象となります。

【助成額】

- ①保険診療自己負担分（高額療養費、附加給付金額を差し引いた分。ただし、内部障害 3 級の方は当該障害に係る医療費のみ）
 - ②後期高齢者医療保険自己負担分（高額療養費を差し引いた分）
 - ③訪問看護基本利用料
- 上記の①～③から 1 か月 1 医療機関につき 5 0 0 円を減額した金額（薬局は 5 0 0 円減額なし）

【所得制限】

- 本人、配偶者及び扶養義務者の収入が一定の基準を超える場合は助成対象となりません。（下表参照）

扶養親族の数	所得控除後の金額	
	本 人	配偶者及び扶養義務者
0 人	3,604,000円	6,287,000円
1 人	3,984,000円	6,536,000円
2 人	4,364,000円	6,749,000円
3 人	4,744,000円	6,962,000円
4 人	5,124,000円	7,175,000円
5 人	5,504,000円	7,388,000円
以下、1人増ごと	+380,000円	+213,000円

本人・配偶者・扶養義務者（配偶者以外で同一世帯に属する直系の家族、兄弟姉妹で一番所得の多い者）のそれぞれの所得について、所得税の課税対象となる所得から定められた各控除額を引いた金額が左記の金額を超えている場合、所得制限該当となり、助成は受けられません。

【申請手続き】

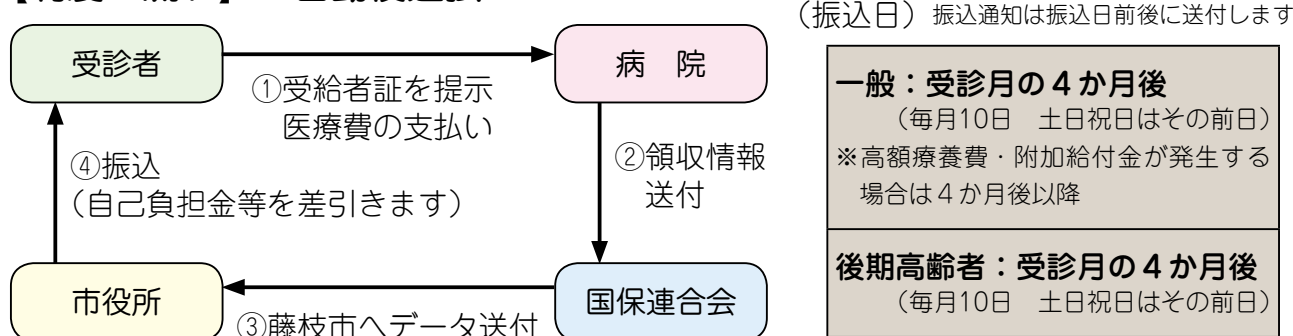
- （申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）
- 重度障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請書
- 被保険者等資格情報確認書（保険証の写し・資格確認書等）
- 預金通帳
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当証書
- 印かん

※申請受付後、所得を調査し、所得が基準内の方には重度障害者（児）医療費助成受給者証（黄色）を交付します。基準所得を超えた方には支給停止通知（助成を受けられないこと）を郵送します。

※申請書を提出し、受給が認められた日から支給の対象になります。

受給者証有効期間	年 月 日から
	年 9 月 3 0 日まで

【制度の流れ】～自動償還払い～



【高額医療費・付加給付金】

医療費が高額になると、負担区分に応じて医療保険から「高額療養費」、「付加給付金」など給付金が支給される場合があります。この場合、給付額を差引いた残額に対して助成を行います。

「高額療養費・付加給付金」が医療保険から給付された場合、給付された金額・明細がわかる書類（「支給決定通知書」など）をお持ちください。

医療費が高額な場合、助成金の振込みは書類の確認ができてからとなります。

【持ち物】 医療保険からの給付金がわかる書類、印かん、被保険者等資格情報確認書（保険証の写し・資格確認書等）、受給者証

【領収書の提出が必要な場合】

※次の場合は、障害福祉課・岡部支所での医療費助成申請手続きが必要になります。

- 受給者証が郵送されてくるまでに受診した場合（医療機関へ受給者証未提示）
- 医療費の月遅れ支払い・未払いの場合
- 保険給付対象となる針灸マッサージ治療を受けた場合
- 県外の医療機関受診の場合
- 医療保険対象となる補装具の給付を受けた場合※1

【持ち物】 領収書（※2）、印かん、被保険者等資格情報確認書（保険証の写し・資格確認書等）、受給者証、医療保険からの給付金がわかる書類（※1のみ）

※2 助成の対象は、申請月から1年以内の診療月の医療費に限ります。

後期高齢者医療制度による医療

75歳以上の方は後期高齢者医療制度が適用になりますが、次の障害の程度に該当する場合は、65歳以上の方でも、後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級の方
 - 身体障害者手帳4級の音声・言語機能障害の方
 - 身体障害者手帳4級の下肢機能障害の一部の方
 - 療育手帳Aの方
 - 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
 - 国民年金法等による障害年金の受給権のある方（1級・2級）
- ※詳細については国保年金課へお問い合わせください。

【申請手続き】

現在お使いの健康保険資格が分かるもの（資格確認書、マイナポータルなど）・障害年金の年金証書または障害者手帳等・限度額適用・標準負担額減額認定証（交付を受けている方）・特定疾病療養受療証（交付を受けている方）・申請する方のマイナンバーが分かるもの・窓口に見える方の本人確認が出来るものをお持ちのうえ、国保年金課後期高齢者医療係または岡部支所市民窓口係の窓口で申請してください。

国保年金課後期高齢者医療係 電話 643-3307 FAX 645-3055

藤枝市精神障害者医療費助成

精神医療にかかる通院医療費保険診療分の自己負担額の2分の1と入院医療費保険診療分（1か月1医療機関につき500円を減額した金額で助成上限額3万円）を助成します。

ただし、高額療養費や健康保険組合などから附加給付金がある場合には、その額を差し引いた額が助成対象額となります。

【対象者】

藤枝市民で、医療保険等に参加している方で、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）または、医師の証明を受けた方が対象となります。

【認定証の申請手続き】

- ・障害を確認する書類
(下記の①～③のいずれか)
- ①精神障害者保健福祉手帳
- ②自立支援医療受給者証（精神通院）
- ③医師の証明書（指定様式）
- ・被保険者等資格情報確認書
(保険証の写し・資格確認書等)
- ・預金通帳
- ・印かん

これらの書類をお持ちになり、障害福祉課または岡部支所で手続きしてください。要件に該当する場合は、後日、認定証を交付します。

【認定証の有効期間】

手続き書類が①精神障害者保健福祉手帳、②自立支援医療受給者証（精神通院）の場合は、その有効期間と同じ。③医師の証明書の場合は、交付申請した日から1年を経過する日の属する月の末日。

新規の認定の場合は、交付申請した日から医療費助成の対象となります。

【医療費の請求】

(申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係)
ア) 認定証 イ) 領収書 ウ) 被保険者等資格情報確認書（保険証の写し・資格確認書等）
エ) 印かん オ) 高額療養費・附加給付金等に該当する場合は、それらの金額がわかる書類
ア)～オ)の書類をお持ちになり、手続きしてください。

※ 自立支援医療（精神通院）の自己負担上限額管理票は領収書ではありませんので、医療費の請求には使用できません。

※ 請求は、受診した日から1年以内に行ってください。1年以上経過した場合は、助成の対象外となります。(例：令和7年1月に受診した場合、令和8年1月末日までに申請すれば助成対象となります。)

補装具は、身体障害児者等の身体機能を補うための用具で、身体障害児者等の職業その他日常生活の能率向上を図ることを目的に、補装具の購入（借受け）や修理に補装具費として支給をする制度です。

【対象者】

身体障害者手帳所持者並びに難病患者（厚生労働大臣が定める者）

※障害内容や級によって支給を受けることができる補装具が異なるので、購入前に障害福祉課までお問い合わせください。

【補装具種目例】

対 象 者	補装具	
肢体不自由者	義肢	義足、義手
	装具	下肢、靴型、体幹、上肢
	車椅子	普通型、電動型 等
	歩行補助杖	松葉杖、カナディアンクラッチ 等
	その他	歩行器、姿勢保持装置、座位保持椅子(児)、起立保持具(児) 等
視覚障害者	眼鏡	矯正眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ、遮光眼鏡
	その他	盲人安全杖、義眼
聴覚障害者	補聴器	高度難聴用、重度難聴用(ポケット型・耳掛型)、耳あな型

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）

- ① 補装具費(購入・修理)支給申請書
- ② 指定医師の意見書
- ③ 補装具業者の見積書
- ④ 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証 等
- ⑤ 印かん
- ⑥ 申請者のマイナンバーがわかるもの
- ⑦ 身元確認書類

- ◆手続きは全て「見積書」による事前申請です。購入後に申請されても支給の対象になりません。
- ◆それぞれの補装具には耐用年数が設けられています。
- ◆修理については、支給対象となったものに限られます。
- ◆借受けについては、借受けによることが適当である場合（身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要と認められる場合等）に限り適用されます。
- ◆介護保険制度や各種医療保険制度等の対象となる方は対象制度の利用が優先となります。

- 介護保険で貸与可能なもの
車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖 等
- 各種医療保険の利用対象になる可能性のあるもの
義肢、装具

【自己負担】

- 自己負担額は**原則物品購入の1割**で、残りの9割は市が負担します。（基準額を超える場合は差額自己負担となる可能性があります。）
- 負担軽減措置として世帯員（＊）の所得課税状況に応じて月額上限額が定められています。

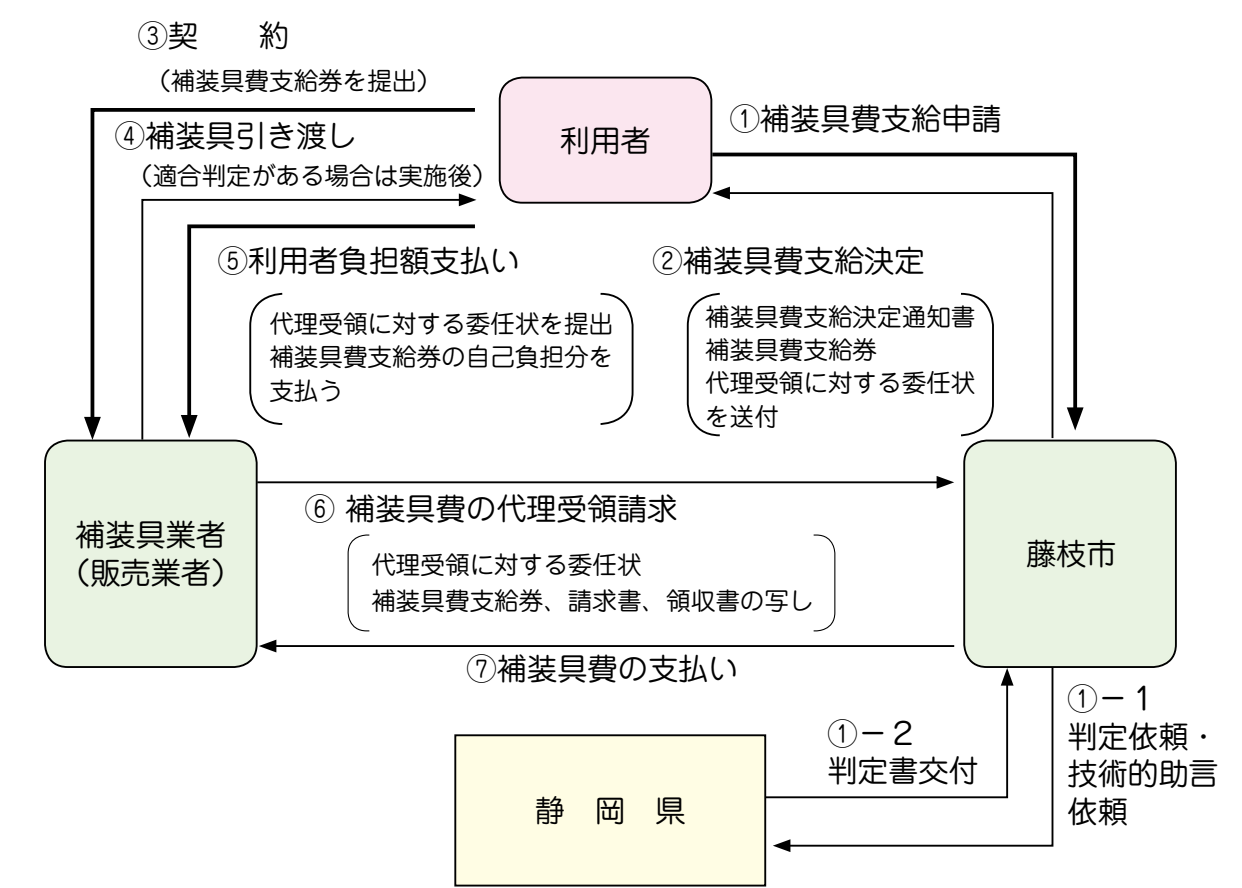
＜自己負担の月額上限額＞

区 分	対象となる世帯	上限額（月額）
生 活 保 護	生活保護世帯の人	0円
非課税世帯	市民税非課税世帯の人	0円
一 般	市民税課税世帯の人	37,200円

○支給対象外

- ・障害者本人又は世帯員（＊）のうち市民税所得割の最多納税額が46万円以上の場合（障害者本人が18歳未満の場合を除く）
 - ・介護保険制度や各種医療保険制度等の対象となる方（＊）世帯員の範囲
- 障害者本人が18歳未満：住民票が同一世帯の方
- 障害者本人が18歳以上：本人及び配偶者

【申請から支給までのフローチャート】



日常生活用具

身体障害者等が自宅等で生活するときに、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を目的に実施している事業です。

【対象者】

身体障害者手帳及び療育手帳所持者、並びに難病患者（厚生労働大臣が定めるもの）
（障害内容や等級により、給付できる用具が異なりますので、障害福祉課までお問い合わせください。以下の用具は給付対象の一部です。）

【用具の種類】 ※給付品目一覧表は、市ホームページに掲載されています。

対 象 者	日常生活用具
肢体不自由者	紙おむつ、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、住宅改修 等
視覚障害者	視覚障害者用体温計・体重計・血圧計・時計、情報通信支援用具 等
聴覚障害者	聴覚障害者用通信装置・屋内信号装置 等
呼吸器機能障害者	電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメータ 等
ストマ造設者	ストマ用具（消化系ストーマ・尿路系ストーマ）

【申請手続き】

- （申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）
- ① 日常生活用具給付申請書 ② 業者の見積書 ③ 必要とする用具のカatalog（必要に応じて）
④ 意見書（必要に応じて） ⑤ 身体障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証等
⑥ 印かん ⑦ 身元確認書類
- ◆手続きは全て「見積書」による事前申請です。購入後に申請されても給付の対象となりません。
◆月単位で申請する日常生活用具については、毎月20日(土日祝日はその前日)までに手続きしてください。
◆それぞれの日常生活用具には耐用年数が設けられています。修理が不可能で、新しいものに買い替える場合は耐用年数を経過していないと給付できません。
◆日常生活用具によっては別途必要になるものがありますので、詳しくはご相談ください。
◆65歳以上の方は介護保険制度の利用が優先されます。（先に介護認定を受けていただきます。）

- 介護保険で貸与
特殊寝台、特殊マット、床ずれ防止用具、手すり、スロープ、
移動用リフト、歩行補助杖（T字杖を除く）
○介護保険で購入費の支給
入浴補助用具（入浴用いす・浴槽用手すり・入浴台・入浴用すのこ）、
特殊尿器、移動用リフトのつり具部分、腰掛便座

【自己負担】

- 自己負担額は**物品購入の1割**で、残りの9割は市が負担します。
○負担軽減措置として世帯員の所得に応じて月額上限が定められています。
（補装具と同基準 P18参照）

災害時のためのストマ装具の備蓄

地震等の災害時に備え、ストマ装具を市役所障害福祉課フロアに備蓄する事業です。

【対象者】

藤枝市に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けたストマ造設者

【申請手続き】

- ・ストマ装具（概ね10日分）及び装具の交換に必要なもの
（ジップロック等の密閉できる袋に入れ、表面に住所・氏名・連絡先を明記する。）
- ・身体障害者手帳

上記のものをお持ちになり、障害福祉課で手続きしてください。

【装具の交換】

ストマ用装具は長期間保管すると劣化しますので、1年を目安に新しいものと交換が必要です。ストマ装具（概ね10日分）及び装具の交換に必要なものを持って、障害福祉課にお越しください。前回お預かりした装具等と交換させていただきます。

【災害時の対応】

市役所障害福祉課に取りに来ていただきます。

意思疎通支援

手話通訳者派遣

聴覚障害または音声・言語機能障害による身体障害者手帳を所持している方が市役所等の公的機関、医療機関、社会参加を進めるための活動などコミュニケーションを図るうえで支障がある場合に手話通訳者を派遣します。（利用者負担なし）

要約筆記者派遣

中途失聴者及び難聴者等で聴覚障害による身体障害者手帳を所持している方が、市役所等の公的機関や医療機関、社会参加を進めるための活動などコミュニケーションを図るうえで支障がある場合に、要約筆記者を派遣します。（利用者負担なし）
※要約筆記とは会話の内容を要約し筆記して伝えることです。

【申込み方法】（手話通訳・要約筆記）

（申込み先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）
派遣を必要とする日の概ね2週間前までに所定の申込用紙を提出してください。2週間以内の場合で緊急を要する場合はご相談ください。
（FAXやメール、ホームページから電子申請・届け出サービスでも申込みができます）

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 643-3294 FAX 644-2941
メール（パソコン）shougai@city.fujieda.lg.jp

社会参加促進

声の広報・点字の広報

目の不自由な方にも市の動きなどを知っていただくために、市広報・市議会だよりを音訳（CDに音声吹き込み）・点訳（点字用紙に点字）し、希望者に配布しています。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 643-3294 FAX 644-2941

地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

施設名	住所	連絡先	開所日時	利用料
きずな	〒426-0061 藤枝市田沼3-1-9 2F	電話 636-7700 FAX 639-6631	火～土 10:00～17:00 日月祝 休み	100円／日または 500円／月
りんりん	〒426-0018 藤枝市本町2-6-7	電話 631-6300 FAX 同じ	月、火、木～土 10:00～17:00 水日第3木曜 休み	100円／日または 700円／月 (月7日以上の場合)

移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

【内容】

- ・余暇活動、社会参加に係る外出及び社会生活上必要な外出のうち、他のサービスの対象とならない外出。
- ・原則として自宅を出発して目的地での介護を経て自宅に戻るまでの支援が必要なもの。

※対象とならないもの

- ・通勤・通学、障害福祉サービス事業所への通所、営業活動等経済活動に係る外出支援、社会通念上適当でない外出。

【自己負担】

原則1割

【交通費】

出発地から目的地までの移動介護に要する交通費は、介護従事者・利用者分ともに利用者が負担します。原則として公共交通機関を利用して移動します。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害者総合支援係 電話 643-3149 FAX 644-2941

日中一時支援

障害児者を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行います。

サービスの名称	対象者	内容と支給量	自己負担
日帰り短期入所	障害支援区分1以上の障害児・者	日帰りの短期入所で、障害福祉サービスの短期入所と合算して7日／月まで。	1割
日中施設機能利用（通所施設利用）	生活介護事業所等通所者	時間外の預かりで7回／月まで	1割
自宅等での支援（ヘルパー派遣サービス）	障害児・者	6時～22時の間での、自宅での見守り（身体介護を伴わない）、または外出先のみでの介護で、10時間／月まで。 ※支援は1対2対応まで	1／3

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害者総合支援係 電話 643-3149 FAX 644-2941

訪問入浴サービス

【内容】

原則として自宅の重度身体障害者に対し、入浴車の簡易移動浴槽による訪問入浴サービスを提供します。1人週3回まで。

【自己負担】

原則1割

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害者総合支援係 電話 643-3149 FAX 644-2941

その他の居宅生活支援サービス

障害児者ライフサポート事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等が利用できる場合には、そちらを優先します。

サービスの名称		内容	自己負担
ヘルパー派遣 ※1	自宅等での支援	身体介護を伴う自宅での見守りで、10時間／月まで。	1／3 ※2
	送迎サービス	送迎車両を伴わない送迎支援で、10時間／月まで。	1／3 ※2
	外出支援	経験拡大のための外出支援で、10時間／月まで。	1／3 ※2
デイサービス	親子・並行通園	概ね2歳以上の障害児、または、その他市長が認める児童に対する療育指導・相談等で、10回／月まで。	1／3 ※2
短期入所（ショートステイ）	宿泊利用	障害者総合支援法の短期入所指定事業所以外の施設でのナイトケアで、1回／月まで。	1／3 ※2

※1 支給時間帯は6時～22時の間とする。 ※2 重症心身障害児（者）の利用者負担は、1／6とする。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害者総合支援係 電話 643-3149 FAX 644-2941

運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は、その提示により、各交通機関の割引が受けられます。

【ＪＲ運賃割引】

区 分	利用者	割引対象	割引率	
			本人	介護者
身体障害手帳1種 療育手帳1種 精神障害者保健福祉手帳1種	本人単独利用	普通乗車券 (片道100kmを超える場合のみ)	5割引	
	介護者と共に 利用する場合	普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、 定期乗車券(12歳以上)※	5割引	5割引
身体障害手帳2種 療育手帳2種 精神障害者保健福祉手帳2種	本人単独利用	普通乗車券 (片道100kmを超える場合のみ)	5割引	
	介護者と共に 利用する場合	定期乗車券(12歳未満の障害児が介護者と 共に利用する場合のみ)※		5割引

※小児定期乗車券(12歳未満)に対して、割引は適用されません。

※写真貼付のない精神障害者保健福祉手帳では割引を受けることはできません。

精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄が無い方は障害福祉課 障害福祉係 または
岡部支所 市民窓口係で手続きが必要です。

【県内乗合バス運賃割引】

区 分	利用者	割引対象	割引率	
			本人	介護者
身体障害手帳1種 療育手帳A・B	本人単独利用	普通乗車券	5割引	
		定期乗車券(12歳以上)※	3割引	
	介護者と共に 利用する場合	普通乗車券	5割引	5割引
		定期乗車券(12歳以上)※	3割引	3割引
身体障害手帳2種	本人単独利用 のみ	普通乗車券	5割引	
		定期乗車券(12歳以上)※	3割引	

【注意事項等】

- ・定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず身体障害者手帳をご提示ください。
- ・詳細はご利用になるバス会社へお問い合わせ下さい。

【タクシー料金割引】

利用時に身体障害者手帳、療育手帳を提示するとメーター料金の1割が割引されます。

【航空運賃割引】

利用時、チケット購入時に各航空会社等にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

詳しい利用方法などは、利用される**各交通機関**へお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で、下記の対象者要件に該当し、事前に登録した場合、有料道路の通行料の割引が受けられます。

【対象者】

対象(運転する方)	手 帳	車の所有者	割引率
本人または介護者 (障害者同乗の場合)	身体障害者手帳1種 療育手帳A	本人・配偶者・直系血族及びその 配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者 並びに同居の親族 ※1	最大 5割引
本人のみ	身体障害者手帳2種	本人・配偶者・直系血族及びその 配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者 並びに同居の親族	

○1人の障害者について1台のみ事前登録が可能です。

○※1の方が自動車を所有していない場合、障害者本人を日常的に介護している方が所有する車両でも可。

○自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。ただし、その場合はETC無線通行(ノンストップ走行)では本割引は適用されません。料金所係員による手帳の確認を受ける必要があります。

【登録車両の条件】

自家用(営業用は不可)

【申請手続きに必要なもの】

(申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係)

次のものをお持ちになり、証明を受けてください。

自動車を登録する場合	車検証(電子車検証)…名義の確認をします。 ※1の場合本人との続柄を確認させていただきます。
必ず必要	身体障害者手帳または療育手帳
本人運転の場合	運転免許証またはマイナ免許証(注3)
ETC無線通行(ノンストップ走行) される場合(注1)	ETCカード(注2) ETC車載器セットアップ申込書・証明書

この他に以下の条件に当てはまる場合は各契約書が必要です。

- ・自動車を割賦購入しているか長期リースで使用している
- ・所有者がローン会社やリース会社
- ・使用者が本人または同居の親族などの介護者

注1：申請時にお渡しする登録係送付用の「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書」を専用封筒に封入し、切手を貼ってポストに投函してください。後日、利用開始日を通知する文書が届きます。ご利用開始日より前にETCレーンを通行した場合、通常料金を請求されます。お手数ですが、それまでは係員による手帳の確認を受けて通行するようにお願いします。

注2：対象者が18歳以上の場合、**名義は必ず本人(手帳をお持ちの方)**にしてください。ただし、18歳未満で、本人以外の運転が認められる場合は、親権者又は法廷後見人名義のETCカードでも申請できます。

注3：マイナ免許証の免許情報の確認は、ご本人のスマートフォン等を用いてマイナポータルから照会する方法と、警視庁が提供する「マイナ免許証読み取りアプリ」から照会する必要があります。

(注) 障害者本人以外の方が割引登録車両でETCを利用したい場合、**割引登録したETCカードの利用はできません**。割引登録したETCカード以外のETCカードでETCを利用してください。

藤枝市重度障害者等タクシー・藤枝市こころの保健福祉タクシー料金の助成

藤枝市重度障害者等タクシー：身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で、下記の対象者要件に該当する方は、医療機関への通院、社会参加目的のためのタクシー料金を助成します。

藤枝市こころの保健福祉タクシー：治療のため、在宅の方が病院や精神デイケアに通う場合のタクシー料金を助成します。

【対象者】

＜通 院＞ 在宅の方で医療機関への通院が対象になります。

- ・身体障害者手帳 1 級（身体障害程度等級（総合級））の方
- ・視覚機能障害・下肢機能障害・体幹機能障害・脳原性移動運動機能障害のいずれかの障害の等級（部分級）が 2 級の方
- ・療育手帳 A・B 所持者

＜社会参加＞ 18 歳以上で下記の障害等級に該当する方が対象になります。

視覚機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性移動運動機能障害のいずれかの障害の等級（部分級）が 1 級又は 2 級の方

＜こころの保健福祉＞精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級所持者
（年度の途中に手帳の有効期限が切れてしまう方は、更新の手続きをしてください。）

※自動車税（種別割・環境性能割）の減免を受けている方は対象外です。
（同年度内の併用もできません）

【助成額】

タクシー料金の 5 割の額で助成限度額は乗車 1 回につき 1,000 円までです。ただし、10 円未満は本人負担になります。

※身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方がタクシーを利用された場合、料金が 1 割引になりますが、精神障害者保健福祉手帳は 1 割引対象外です。

【交付冊数】

＜通 院＞ 原則 1 冊（48 回分）（人工透析等慢性疾患の場合はこの限りではありません）

＜社会参加＞ 各年度 1 冊（24 回分）

＜こころの保健福祉＞ 各年度 2 冊まで（1 冊 24 回分）

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）

- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・印かん

これらのものをお持ちになり、「タクシー料金割引乗車券」の交付を受けてください。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 6 4 3－3 2 9 4 FAX 6 4 4－2 9 4 1

利用可能時間は各タクシー会社にお問い合わせください。

【利用できるタクシー】

会 社 名	電 話	重度障害者等	こころの保健福祉
静鉄タクシー	054－641－0010	○	○
志太交通	054－644－2222	○	○
藤枝タクシー	054－643－5111	○	○
丸新交通	054－641－0404	○	○
アンビ・アタクシー	054－628－2135	○	○
アライ	054－634－0555	○	○
エムエータクシー	054－621－2007	○	○
小泉タクシー	054－622－0016	○	○
焼津港タクシー	054－627－3710	○	○
大井タクシー	0547－45－3131		○
島田タクシー	0547－37－2101	○	○
平和タクシー	0547－36－1000	○	○
金谷タクシー	0547－45－2151		○
東海タクシー	0547－38－3344	○	○
大鉄タクシー	0547－45－2121	○	
リボン介護タクシー	054－620－0350	○	
英弘サービス	0548－23－5837	○	○
みsora福祉タクシー	054－659－6012	○	○
介護 タクシー 一歩	090－6616－0905	○	○
やすらぎ	054－643－0212	○	○
榮みずき	0547－39－6658	○	○
静岡民間救急	054－346－3299	○	○
緑介護タクシー	054－639－5710	○	○

乗 合 バ ス

精神障害者保健福祉手帳の提示により、普通乗車券、定期乗車券が割引になります。
精神障害者保健福祉手帳所持者

【対象者】

普通運賃…5 割引
定期運賃…3 割引（ただし、中学生以上、藤枝市自主運行バス路線については小学生以上）
藤枝市富士山静岡空港アクセスバスの定期券は販売しておりません。

【内 容】

- ・定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず精神障害者保健福祉手帳をご提示ください。
- ・詳細はご利用になるバス会社へお問い合わせ下さい。

【対象の乗合バス会社】

- ① 静岡県バス協会に加盟する以下の会社のバス路線
 - ・(株)東海バス・しずてつジャストライン(株)・富士急静岡バス(株)・浜松バス(株)
 - ・(株)大鉄アドバンス・伊豆箱根バス(株)・遠州鉄道(株)・富士急シティバス(株)
 - ・掛川バスサービス(株)・吉田観光(株)・(有)水窪タクシー・山梨交通(株)
 - ・ジェイアール東海バス(株)・秋葉バスサービス(株)・信興バス(株)・富士急モビリティ(株)
- ② 藤枝市自主運行バス路線
 - ・大久保上滝沢線・駅南循環善左衛門線・駅南循環大洲小学校線・朝比奈線・藤枝駅ゆらく線
- ③ 藤枝市富士山静岡空港アクセスバス

【問い合わせ先】

- ・乗車を予定するバス会社 静岡県バス協会ホームページ 会員一覧・リンクをご覧ください。
https://www.shizuoka-bus-kyokai.or.jp/list.html
- ・静岡県バス協会 電話 255-9281
- ・地域交通課 電話 631-4169
(藤枝市自主運行バス・藤枝市富士山静岡空港アクセスバス)
FAX 643-3280

県内私鉄

【対象者】

精神障害者保健福祉手帳所持者

会 社	割引内容	条 件	問い合わせ先
静岡鉄道	普通運賃、定期券の5割引	1級：本人、付添介護人1名 2級、3級：本人のみ※	新静岡駅 054-254-5115
遠州鉄道	普通運賃、定期券の5割引 (最低運賃制度あり)	1級：本人、付添介護人1名 2級、3級：本人のみ※	鉄道営業所 053-435-0221

- ※12歳未満の場合は介護者を1名つけることができます。
- ※乗車時の普通乗車券やICカード乗車券、IC定期乗車券の購入時に手帳の提示が必要です。
- ※静岡鉄道のICカード(LuLuCaカード)については、1年ごとに更新が必要です。毎年3月1日から3月31日に取扱い窓口で手帳を提示して、有効期限延長の手続きをしてください。
- ※遠州鉄道のICカード(ナイスパス)については、1年ごとに更新が必要です。取扱い窓口で手帳を提示して、有効期限延長の手続きをしてください。更新は有効期限の1か月前から行えます。
- ※小児定期運賃適用者(12歳未満の本人)は割引対象外です。
詳細は各社にお問い合わせください。
- ※障害者手帳アプリ「ミライロID」(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の代わりに使える。)の使用が可能です。

障害福祉施設通所交通費助成（令和7年4月1日新設）

藤枝市の障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A・B型、就労移行支援）の受給者が、自宅から公共交通機関を利用して通所された場合の、公共交通機関利用に係る費用の一部を助成します。

【対象者】

- 以下の全てを満たす方
 - ・藤枝市が支給を決定する障害福祉サービスの受給者
 - ・自宅（グループホームを含む）から障害福祉サービス事業所まで公共の交通機関を利用して通所する方

【助成額】

通所交通費の実際の所要額の2分の1位内（1円未満の端数は切り捨て）
※令和7年4月以降の通所が対象です。

【申請手続き】

- 申請書類及び必要な添付書類を6ヵ月ごとに、その翌月の末日までに提出してください。
(申請先：障害福祉課 障害者総合支援係)
- ・障害福祉施設通所助成支給申請書（事前に事業所の照明が必要です。）
- ・預金通帳（ゆうちょ銀行以外）

手帳
障害福祉サービス
医療費の助成
補装具
地域生活支援事業
交通機関の割引
税金
各種手当
年金
在宅生活支援
各種相談事業
その他
各種サービス事業所一覧
関係団体

自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、下記に該当する方は、障害者のために利用される自動車に係る税金が減免されます。

【対象者】

障害区分			本人が運転（障害の級別）	生計同一者等が運転（障害の級別）	
身体障害者手帳	視 覚		1 級から3 級までの各級及び 4 級の 1	左に同じ	
	聴 覚		2 級及び 3 級	左に同じ	
	平衡機能		3 級	左に同じ	
	音声機能の喪失		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	上 肢		1 級及び 2 級	左に同じ	
	下 肢		1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級までの各級	
	体 幹		1 級から 3 級までの各級及び 5 級	1 級から 3 級までの各級	
	心臓・腎臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸		1 級及び 3 級	左に同じ	
	病変による運動機能障害	乳幼児期以前 の非進行性脳	上肢機能	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を含む。）	左に同じ
			移動機能	1 級から 6 級までの各級	1 級、2 級及び 3 級（1 下肢のみに運動機能障害がある場合を含む。）
肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			1 級から 3 級までの各級	左に同じ	
療育手帳			障害程度「重度（A）」	左に同じ	
精神障害者保健福祉手帳			1 級	左に同じ	

※障害者本人名義の自動車に限ります。（普通自動車の場合、ローンでの購入を除き、車の所有者と使用者がともに障害者本人である必要があります。）ただし、障害者が18歳未満の場合、知的障害者及び精神障害者の場合は、家族（生計同一者）名義でも対象となります。1人の障害者に対して1台のみ適用されます。

- ①上肢機能障害や下肢機能障害など、同一部位に複数の障害を有する方に対する等級の判定について、令和5年度から部位ごとに指数合算された後の等級により可否の判断をするよう取扱いが変更されました。
- ②各障害等級が障害者本人運転で減免対象となる方のうち、複数の部位に障害のある場合については、総合等級に読み替えて「生計同一者等での運転による減免」の判定をします。
- ①、②について、詳しくは普通自動車の場合は藤枝財務事務所に、軽自動車の場合は藤枝市役所課税課にお問い合わせください。
- ③減免の上限額は、自動車税種別割は45,000円（グリーン化税制対象車の場合は適用後の額）、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は課税標準額300万円に税率を乗じて得た額になります。

【申請手続き】

手続きに行かれる前に、担当部署に電話で必要書類等をご確認ください。

	手続き	担当部署	電 話	
普通自動車	自動車税種別割の減免	藤枝財務事務所	054-644-9122	
	自動車税環境性能割の減免	運輸支局内の県税窓口	054-261-4029	
	車の登録・名義変更	静岡運輸支局登録担当	050-5540-2050	サービス案内
軽自動車	軽自動車税種別割の減免	藤枝市役所課税課	054-643-3276	
	軽自動車税環境性能割の減免	運輸支局内の県税窓口	054-261-4029	
	車の登録・名義変更	軽自動車検査協会静岡事務所	050-3816-1776	サービス案内

生計同一者が運転する場合は「生計同一証明書」が、常時介護者が運転する場合は「常時介護証明書」が必要となります。

「生計同一証明書」または「常時介護証明書」の交付を受けてから、必要書類をお持ちになり、普通自動車の場合は藤枝財務事務所、軽自動車の場合は藤枝市役所課税課で、減免の申請をしてください。なお、車の購入・名義変更の際は、車検証登録時に各運輸支局内の県税窓口で減免の申請をしてください。

※「生計同一証明書」「常時介護証明書」交付場所

対象者	交付場所	持ち物
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	障害福祉課 障害福祉係 岡部支所 市民窓口係	身体障害者手帳または療育手帳 運転者の運転免許証（またはその写し） 車検証※
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	静岡県中部健康福祉センター福祉課 電話 644-9281	精神障害者保健福祉手帳（1級） 世帯全員の住民票（ マイナンバーの記載がないもの及び続柄のわかるもの ） 運転者の運転免許証（またはその写し） 車検証 印かん （常時介護証明書の場合、通院・通所していることの証明書など他にも必要書類があります。詳しくはお問い合わせください。）

※新車購入・名義変更時、車検証の提示は必要ありません。

◆◆◆◆注意◆◆◆◆

自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免は、専ら障害者本人のために使用することを前提としています。これらの減免を受けた場合については、**藤枝市重度障害者等タクシー料金助成制度・藤枝市こころの保健福祉タクシー料金助成制度**は受けられませんのでご注意ください。

相続税の控除

被相続人の法定相続人である障害者が相続により財産を取得した場合、その障害者の障害の程度及び年齢（85歳未満に限る）に応じて相続税が減額されます。

【問い合わせ先】

藤枝税務署 電話 641-0680

所得税及び復興特別所得税・住民税の控除

本人・同一生計配偶者・扶養親族が障害者である場合、所得税及び復興特別所得税・住民税ともに課税対象額より障害者控除・特別障害者控除が受けられます。

【所得税及び復興特別所得税・住民税の所得控除額】

控除の種類		対象者	所得税控除額	住民税控除額
障害者控除		本人又は同一生計配偶者や扶養親族が ・身体障害者手帳3級から6級 ・療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳2級、3級の所持者	27万円	26万円
	特別障害者	本人又は同一生計配偶者や扶養親族が ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	40万円	30万円
	同居特別障害者	同居している同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者	75万円	53万円
非課税措置		前年の合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税
基準日		12月31日までに手帳の交付を受けた人	その年分より 控除対象	翌年度より 控除対象

【手続き】（所得税及び復興特別所得税・住民税）

給与所得者は事業所へ（年末調整時）、それ以外の場合は確定申告（市県民税申告）時に申告します。

【問い合わせ先】

○所得税及び復興特別所得税

- ・確定申告の場合…藤枝税務署 電話 641-0680
- ・年末調整（源泉徴収）の場合…勤務先の給与担当課

○住民税

- ・藤枝市役所課税課 電話 643-3187 FAX 643-3125

事業税の控除

重度の視覚障害者（両眼の視力を喪失した方又は両眼の矯正視力が0.06以下の方）が行う、はり・きゅう・あんま・マッサージ等の医療に類似する事業に対しては課税対象外となります。

【問い合わせ先】

藤枝財務事務所課税課 課税第2班 個人事業税 電話 644-9131

特別障害者手当

身体・知的または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする、在宅の満20歳以上の方に対して支給される手当です。

【支給対象となる障害の目安】

- ・特別障害者手当の基準に該当する身体障害者手帳2級程度以上の障害が重複する方
- ・身体障害者手帳2級程度の障害1つと、3級程度の障害が2つ以上重複する方
- ・特別障害者手当の基準に該当する障害があり、日常生活動作が手当基準に該当する方

【支給額】

29,590円／月（年4回支給 2・5・8・11月）

【支給制限】

障害者本人及び配偶者並びに扶養義務者の所得が一定以上ある時は受給できません。また長期の入院（3か月以上）や施設入所をされている方も資格喪失となります。

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）

- ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書 ④障害者手帳
⑤障害者本人の年金額を明らかにすることができる書類（公的年金の証書等）
⑥本人名義の預金通帳 ⑦マイナンバーがわかるもの（本人・配偶者・扶養義務者）
⑧身元確認書類
※①②③は、申請窓口に備え付けてあります。

障害児福祉手当

身体・知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方に対して支給される手当です。

【支給対象となる障害の目安】

- ・身体障害者手帳1級及び2級の一部に該当する方
- ・I Qが20以下の方または重度の重複障害がある方
- ・その他障害児福祉手当の基準に該当する障害のある方

【支給額】

16,100円／月（年4回支給 2・5・8・11月）

【支給制限】

障害児本人及び配偶者並びに扶養義務者の所得が一定以上ある時は受給できません。また、施設入所されている方も資格喪失となります。

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）

- ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書 ④障害者手帳
- ⑤障害者本人の年金額を明らかにすることができる書類（公的年金の証書等）
- ⑥本人名義の預金通帳 ⑦マイナンバーがわかるもの（本人・配偶者・扶養義務者）
- ⑧身元確認書類
- ※①②③は、申請窓口に備え付けてあります。

特別児童扶養手当

身体・知的または精神に障害のある児童（20歳未満）を養育する父母または父母に代わって障害児を養育している方（養育者）に支給される手当です。

【支給対象となる障害の目安】

- ・身体障害者手帳 1 級から 3 級及び 4 級の一部の方、またはそれと同程度の方
- ・療育手帳 A 及び B の一部の方、またはそれと同程度の方

【支給額】

- 1 級 56,800 円／月（年 3 回支給 4・8・11 月）
- 2 級 37,830 円／月（年 3 回支給 4・8・11 月）

【支給制限】

養育者及び配偶者並びに扶養義務者の所得が一定以上ある時は受給できません。
また、施設入所されている方も資格喪失となります。

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）

- ①認定請求書 ②診断書 ③振込先口座申出書 ④戸籍謄本 ⑤印かん
- ⑥障害者手帳 ⑦マイナンバーがわかるもの（養育者・配偶者・扶養義務者・障害児）
- ⑧身元確認書類
- ※①②③は、申請窓口に備え付けてあります。
- ※その他、世帯状況等によって別途必要になる書類がありますので、詳しくはご相談ください。また、藤枝市が発行する証明について無料交付の対象となる場合があります。

障害基礎年金・障害厚生年金

国民年金に加入している期間中などに病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受け、国民年金法施行令に定める障害等級に該当する状態になったとき、障害基礎年金が支給されます。また、厚生年金保険等の被保険者が病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受け、厚生年金保険法施行令等に定める障害等級に該当する状態になったとき、障害厚生年金等が支給されます。
※ 20 歳になる前に初診日のある病気やけがにより障害になった方も 障害基礎年金の支給対象になります。

【問い合わせ先】

支給条件等、詳しいことは下記へお問い合わせください。

- 国民年金
藤枝市国保年金課 電話 643-3143 FAX 645-3055
- 国民年金、厚生年金
島田年金事務所 電話 0547-36-2211
- （旧）共済年金
各共済組合

心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者が、一定期間、掛金を拠出することによって、保護者が死亡または重度障害の状態になったときに、残された心身障害者に終身年金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とした制度です（県の制度）。

【対象者】

療育手帳所持者、身体障害者手帳 1 級から 3 級所持者及びこれと同程度の精神または身体に永続的な障害のある方を扶養している保護者で加入時の年齢が 65 歳未満の人

【掛金額】

掛金額は保護者の加入時の年齢により決まります（1 人につき 2 口まで加入できます）

加入者となった 時点の年齢	平成20年4月1日 以降の加入者
	掛金月額（1 口当）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※掛金の減免：次に該当する場合、 1 口目の掛金が減免されます。

- (1)生活保護世帯 全額免除
- (2)市民税非課税世帯 2 分の 1 減額
- (3)市民税所得割非課税世帯 10 分の 3 減額

※掛金の免除：65歳に達し、 かつ20年以上継続して加入した者は掛金が免除されます。

【年金の支給】

保護者が死亡または重度障害の状態になったとき 1 口につき 月額20,000円

【弔慰金の支給】

1 年以上加入した後に、加入者より先に障害のある方が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて、次の弔慰金が支給されます。

加入期間	平成20年4月1日以降の加入者
1 年以上 5 年未満	50,000円
5 年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

【脱退金の支給】

5 年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、次の脱退金が支給されます。

加入期間	平成20年4月1日以降の加入者
5 年以上10年未満	75,000円
10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円

【申請手続き】

（申請先：障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係）

- ①加入申込書
- ②障害者手帳等のコピー
- ③申込者の扶養する障害者の住民票（他県在住の場合）
- ④申込者（被保険者）の告知書
- ⑤年金管理者指定届出書

※その他の手続きには、別途書類が必要になるため、障害福祉課窓口までお問い合わせください。また、藤枝市が発行する証明書について無料交付の対象となる場合があります。

防災用具給付

在宅の重度身体障害者等に東海地震などの大規模災害に備え生命を守るために、防災用具を給付します。

【対象者】

在宅で人工呼吸器を使用している重度障害者等（身体障害者手帳 1 級・ 2 級所持者）

【給付対象日常生活用具】

介護ベッド用防護フレーム、発動発電機、人工呼吸器用外部バッテリー

【自己負担】

物品費の 1 割負担

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 6 4 3－3 2 9 4 FAX 6 4 4－2 9 4 1

小児慢性特定疾病日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児の生活を支援するため、日常生活用具の給付を行います。

【対象者】

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、要件に該当する方。

【給付対象日常生活用具】

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行用支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネプライザー（吸入器）、パルスオキシメータ、ストーマ装具、人工鼻

【自己負担】

所得に応じた負担額があります。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 6 4 3－3 2 9 4 FAX 6 4 4－2 9 4 1

重度心身障害者等紙オムツ助成

在宅の重度心身障害児・者で紙オムツを使用する方に対して、購入費用の一部を助成します。

【対象者】

在宅の身体障害者手帳 1 級・ 2 級または療育手帳 A 所持者で、常時失禁状態の方。（おおむね 6 歳以上の者であって、かつ藤枝市家族介護者紙おむつ等支給事業実施要綱第3条及び藤枝市一人暮らし高齢者等紙おむつ等支給事業実施要綱第3条の対象者に該当しないもの）

【助成額】

紙オムツ助成券 1 枚につき3,000円で、年間12枚まで（申請月により異なる）

【申請手続き】

紙オムツ助成申請書をご記入のうえ、障害福祉課または岡部支所へ申請してください。
※脳原性運動機能障害等の方には、6歳未満でも日常生活用具で紙オムツの補助が受けられる場合があります。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 6 4 3－3 2 9 4 FAX 6 4 4－2 9 4 1

N H K 放送受信料の免除

N H K 放送受信料について、以下の場合には免除を受けることができます。

【全額免除】

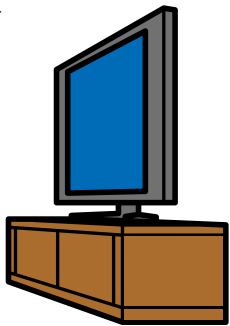
○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

【半額免除】

- 世帯主が契約者であり、身体障害者手帳を交付されている視覚障害者・聴覚障害者の場合
- 世帯主が契約者であり、身体障害者手帳等級 1 級または 2 級に該当する場合
- 世帯主が契約者であり、療育手帳 A に該当する場合
- 世帯主が契約者であり、精神障害者保健福祉手帳等級 1 級に該当する場合

【申請手続き】

障害福祉課または、岡部支所で免除の基準に該当する旨の証明を受け、N H K へ免除申請書を提出してください。
なお、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳及び印かんをお持ちください。



【問い合わせ先】

N H K 静岡放送局 電話 6 5 4 - 5 2 0 0 〒422-8790 静岡市駿河区八幡一丁目6番1号
※住所、手帳の等級、世帯の課税状況等に変更があった方は、別途申請が必要になる場合があります。申請方法の詳細については、N H K 静岡放送局にご確認ください。

郵便等による不在者投票

【対象者】

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体障害者手帳	障 害 名	障害の程度			戦傷病者手帳	障 害 名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級			特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症		
	両下肢、体幹、移動機能	○	○	△		両下肢、体幹	○	○	○	△		
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○		「要介護5」
	免疫、肝臓	○	○	○								

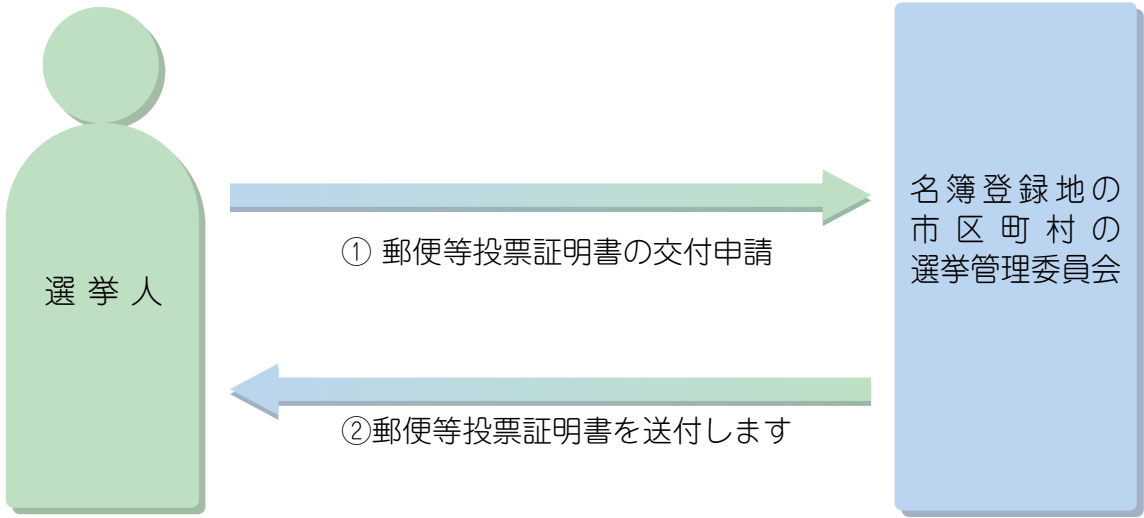
※手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市選挙管理委員会にお問合せください。

【手続】

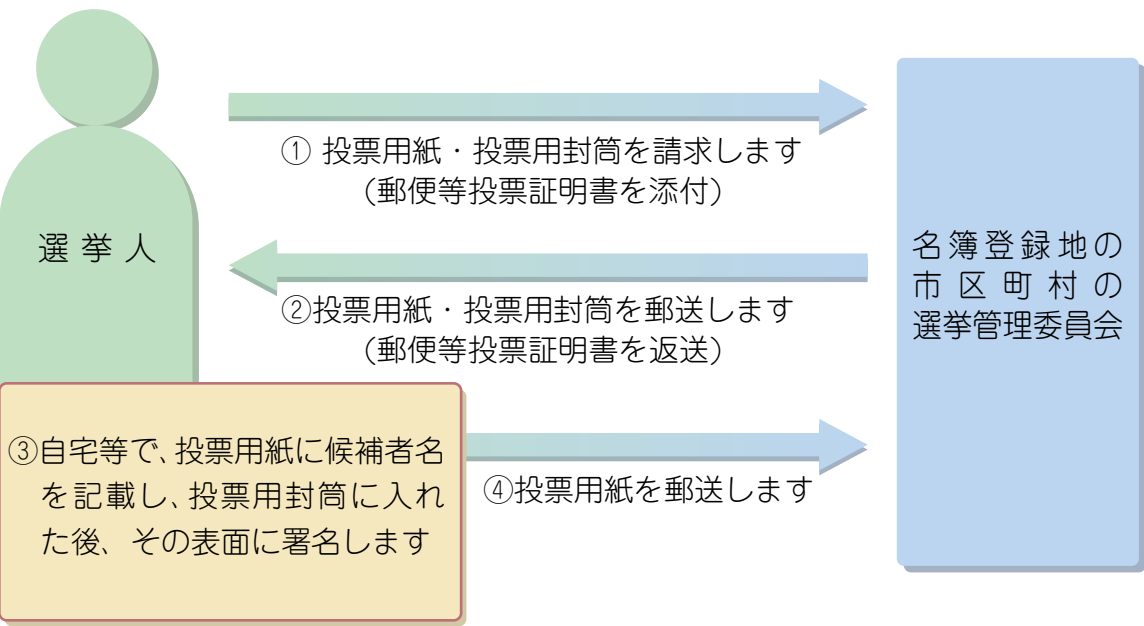
郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



2 投票手続



郵便等による不在者投票における代理記載制度

【対象者】

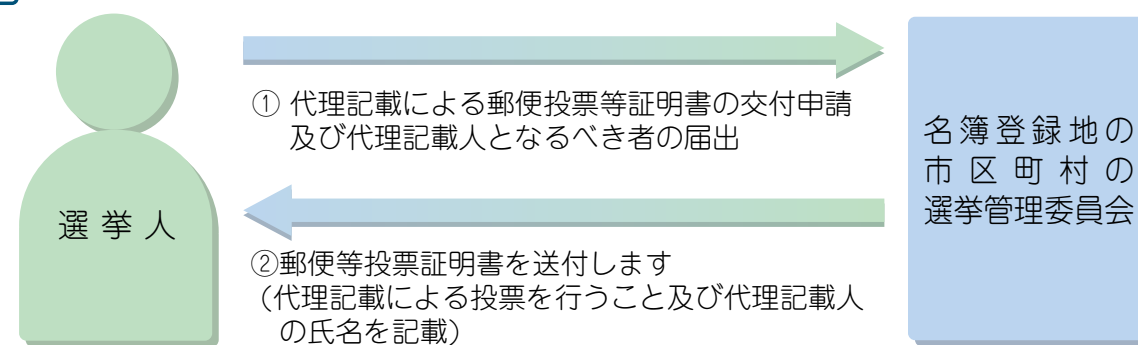
郵便等による不在者投票の対象者であり、次の条件にも当てはまる方は、あらかじめ市の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚	○		上肢、視覚	○	○	○

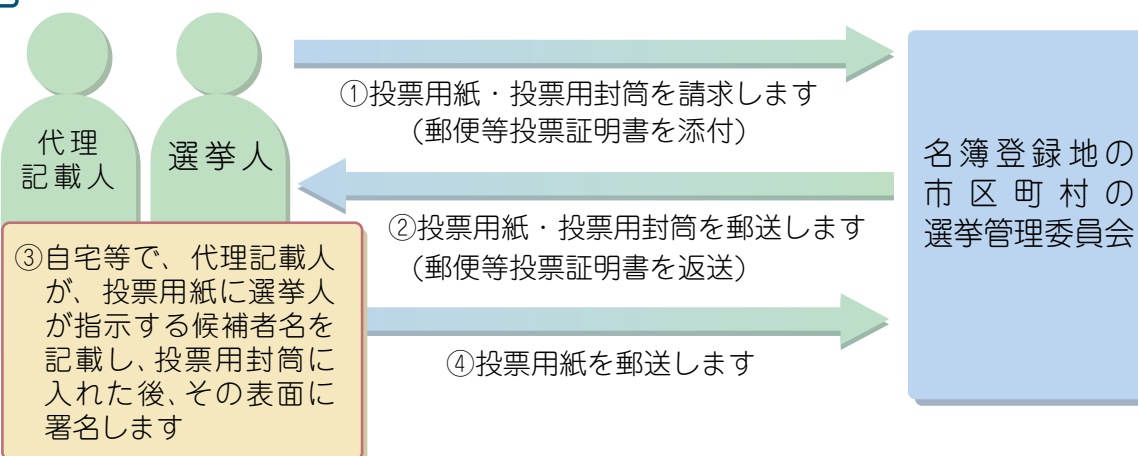
（注意）上肢、視覚の障害が当てはまっても、郵便等による不在者投票の対象者でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

【手続】

1 郵便等投票証明書の交付申請及び代理記載人となるべき者の届出



2 代理記載の方法による投票手続



（注意）代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

【問い合わせ先】

藤枝市選挙管理委員会（市役所内） 電話 643-3818 FAX 643-3604

FAXサービス

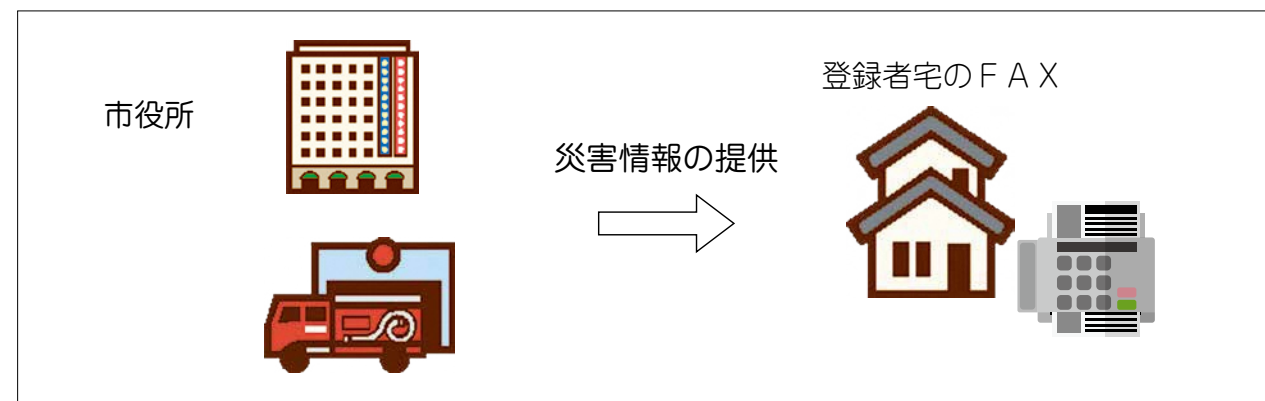
聴覚障害の方に対し、地震等の災害時の情報をFAXで提供するサービスです。

【対象者】

市内在住で在宅の身体障害者手帳1級・2級の聴覚障害者及び言語機能障害者

【送信内容】

地震等災害緊急時の防災無線の通報内容



【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 643-3294 FAX 644-2941
大規模災害対策課 電話 643-3119 FAX 645-3050

レスキューナウ

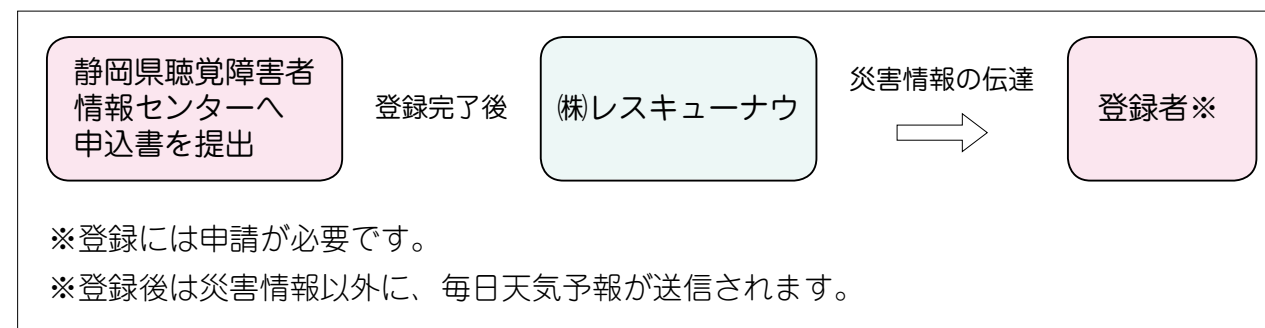
聴覚または視覚に障害のある方に対し、携帯電話に災害情報を配信するサービスです。

【対象者】

聴覚障害者または視覚障害者

【送信内容】

災害情報等



【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 643-3294 FAX 644-2941
静岡県聴覚障害者情報センター 電話 221-1257 FAX 221-1258

防災アプリ「藤枝市防災」

「藤枝市防災」は、同報無線の放送内容、気象情報、避難情報など、藤枝市に特化した各種防災情報を音声や文字で確認できるほか、防災マップ、防災マニュアル等を取得することができます。

【ダウンロード方法】

Androidの人はこちら▶



iPhoneの人はこちら▶



【問い合わせ先】

大規模災害対策課 電話 643-3119 FAX 645-3050

キックオフメール

「キックオフメール」登録者に対し、防災情報をはじめとする様々な情報をメールで配信するサービスです。

【送信内容】

地震情報、気象情報、緊急災害情報、同報無線の放送内容、火災情報、防犯・犯罪発生情報、事業者向け情報、市役所からのお知らせ・イベント情報

※上記の情報は、必要な項目の情報のみ取得できるように設定が可能です。

【登録方法】

- ①t-fujieda@sg-p.jp へ空メールを送信
- ②返信メールを受信（件名が「登録方法のご案内」）
- ③受信したメールのURLにアクセス
- ④画面にしたがって登録
- ⑤登録完了メールを受信

【問い合わせ先】

大規模災害対策課 電話 643-3119 FAX 645-3050

TOUKAI（東海・倒壊）－0

予想される東海地震から生命を守るため、木造住宅の耐震化のための事業です。
昭和56年5月31日以前に建築された、又は建築中であった木造住宅が対象となります。

●無料の耐震診断

無料で専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による耐震診断と補強等についての相談が受けられます。

●耐震補強計画・補強工事に対する補助

耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満である木造住宅を耐震評点1.0以上にし、かつ補強前の評点から0.3以上上げる耐震補強計画と補強工事について費用の一部を補助します。

（過去に補助計画の策定に対する補助金を受けた方は利用できません。）

- | | |
|-------------|--------|
| 【一般世帯・借家】 | 上限100万 |
| 【中学生以下世帯※2】 | 上限120万 |
| 【高齢者等世帯※1】 | 上限120万 |

●耐震補強工事に対する補助

（平成30年度までに補強計画の策定に対する補助金を利用した場合）

補強工事後の耐震評点が1.0以上であり、かつ、補強工事前の耐震評点を0.3以上上げる耐震補強工事費用について補助をします。また、耐震補強のPRを行った場合、下記補助額に15万円上乗せして補助します。

- | | |
|-------------|--------|
| 【一般世帯・借家】 | 上限40万円 |
| 【中学生以下世帯※2】 | 上限70万円 |
| 【高齢者等世帯※1】 | 上限80万円 |

※1 高齢者等世帯とは・・・

①65歳以上の方だけの世帯

②身体障害者程度等級が1級又は2級の方、要介護者又は要支援者、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が同居する世帯

※2 中学生以下世帯とは・・・

中学生以下の子が居住する世帯

問い合わせ先 建築住宅課 電話 054-643-3481

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額制度

令和8年3月31日までにバリアフリー改修工事が完了した以下の要件を満たす住宅は、固定資産税が減額されます。ただし、工事が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

【居住者の要件】

次のいずれかに該当する方が申告時点で当該住宅に居住していること。

- ① 65歳以上の方（改修工事が完了した年の翌年の1月1日における年齢）
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③ 障害のある方（地方税法施行令第7条に該当する方）

【住宅の要件】

新築した日から10年以上を経過した住宅で、改修後の居住部分の床面積の割合が住宅全体の2分の1以上あること（貸家部分を除く）。

【バリアフリー改修工事の内容】

- (1)通路または出入口の拡張 (2)階段の勾配の緩和 (3)浴室の改良 (4)便所の改良
(5)手すりの取り付け (6)床の段差の解消 (7)出入口の戸の改良 (8)床表面の滑り止め化

【住宅の床面積】

改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

【工事費用の要件】

バリアフリー改修工事に要した費用が国または自治体からの補助金や介護保険からの給付などを除いて50万円を超えること。

【固定資産税の減額内容】

住宅の床面積100㎡を限度として、固定資産税（家屋）の3分の1を減額します。

【減額期間】

工事が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする1年度分

（㊟ 工事完了日：令和7年4月1日、減額適用期間：令和8年度分）

【申告期間】

工事が完了した日から3か月以内

【問い合わせ先】

課税課 家屋・償却資産係 電話 643-3279 FAX 643-3125

藤枝市難病患者介護家族リフレッシュ事業(在宅支援事業・就学支援事業)

医療的ケアを必要とする難病患者等に対し、訪問看護等を実施するための費用の一部を助成し、介護する家族の負担軽減を目的とした事業です。医療的ケアは、対象患者の主治医の指示に基づき、市が委託する訪問看護事業者により実施するものとします。

※利用には事前の申請が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

【対象者】

- ・ 特定疾病患者 ・ 指定難病患者 ・ 小児慢性特定疾病児童等
- ・ 筋ジストロフィー患者 ・ 重症心身障害児(者)

①在宅支援事業

対象者のうち、**在宅で人工呼吸器を使用し、又は気管切開で頻回に吸引が必要としている者**で医師の指示により訪問看護が必要であると認められる場合に利用できます。

医師の訪問看護指示書に基づき、医療保険での訪問看護実施2時間を超える分について、2時間から6時間の滞在を1回として、実施費用の一部を助成します。(各年度24回まで)

〈在宅支援事業の利用者負担額〉

実施時間※	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間
利用者負担額	1,448円	1,998円	2,548円	3,098円	3,648円

※最初の2時間は医療保険対象

②就学支援事業

対象者のうち、**学校への登下校時や在校時に医療的ケアを必要とする就学校に通学している児童生徒が利用できます。**

医師の指示に基づき、学校が認めたものについて、登下校時や在校時に医療的ケアを行うための実施費用の一部を助成します。(各年度80回まで※同日中に実施された医療的ケアは1回の実施とする。)

なお、登下校時の医療的ケアとは、市が委託する訪問看護事業者により福祉タクシー等を利用して実施されるものを指します。

- ・ **在校時のみ……………1回あたり1時間から6時間まで**
- ・ **登下校時及び在校時…1回あたり1時間から7時間まで**

〈就学支援事業の利用者負担額〉

実施時間		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間
利用者負担額	在校時のみ	550円	1,100円	1,650円	2,200円	2,750円	3,300円	
	登下校時及び在校時	950円	1,500円	2,050円	2,600円	3,150円	3,700円	4,250円

※登下校時は福祉タクシー等の利用費用を含みます。

【申請手続き】

詳しくは障害福祉課へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】

障害福祉課障害者総合支援係 電話 643-3149 FAX 644-2941

藤枝市基幹相談支援センター

基幹相談支援センター（直営）

地域における相談支援の中心的な役割を担う機関です。

住み慣れた地域で支え合い暮らしていけるよう、相談支援体制の強化や地域の相談事業者への支援等に取り組みます。

【問い合わせ先】

（藤枝市役所障害福祉課内）

電話054-643-3131

障害者相談支援事業（委託）（藤枝市基幹相談支援センター内）

藤枝市から委託を受けた事業所が、福祉制度の情報提供や生活上の相談、施設利用希望者への対応など、さまざまなご相談に応じます。

- ・ 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会（藤枝市社会福祉協議会特定相談支援事業所）
- ・ 社会福祉法人天竜厚生会（天竜厚生会アクシア藤枝）
- ・ 医療法人社団凜和会（藤枝駿府病院）

【問い合わせ先】

（藤枝市役所障害福祉課内）

電話054-643-3131

指定特定相談支援事業所

計画相談支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用等に関して、ご相談に応じます。

事業所一覧はP55参照ください

指定障害児相談支援事業所

指定障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく、障害児通所支援サービスの利用等に関して、ご相談に応じます。

事業所一覧はP55参照ください

障害者相談員

身体・知的・精神障害者の生活・就職・施設入所などの更生援護について相談に応じたり、必要な援護を行っています。

現在市内では、身体障害者相談員が10名、知的障害者相談員が3名、精神障害者相談員が4名活動しています。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害者総合支援係 電話 643-3149 FAX 644-2941

民生委員・児童委員

各地域において、毎日の生活で困っていることなど、様々な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や、関係行政機関とのパイプ役として活動しています。相談を受けた秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

福祉政策課 電話 643-3148 FAX 644-2941

若年性認知症に関する相談

生活状況や環境に応じて、必要な関係機関と連携し、これからの暮らしを一緒に考えていきます。若年性認知症の人と家族の交流会（さくらの会）を年4回開催し、本人や家族同士で情報交換をしています。

【問い合わせ先】

地域包括ケア推進課 電話643-3225

身体障害者相談

○身体障害者に関する相談

【問い合わせ先】

静岡県身体障害者福祉センター 静岡市葵区駿府町1-70 電話 252-7829

○手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳介助者派遣事業について

【問い合わせ先】

静岡県聴覚障害者情報センター 静岡市葵区駿府町1-70 電話 221-1257 FAX 221-1258

視覚障害者相談

視覚障害に関する日常生活、読書、制度、IT機器、歩行訓練等各種相談に応じます。

【問い合わせ先】

静岡県視覚障害者情報支援センター 静岡市葵区駿府町1-70 電話 253-0228
（公社）静岡県視覚障害者協会 静岡市葵区駿府町1-70 電話 251-8090

補助犬インフォメーションデスク

盲導犬・聴導犬・介助犬に関するお問い合わせなど、各種相談に応じます。

【問い合わせ先】

（NPO法人）静岡県補助犬支援センター 静岡市駿河区中田本町2番6号1B 電話270-6676

中部健康福祉センター（相談部）

●更生医療や補装具に関する相談

【問い合わせ先】

静岡県身体障害者更生相談所 藤枝市瀬戸新屋362-1 電話646-3571

●知的障害の判定、療育手帳に関する相談

【問い合わせ先】

静岡県中央児童相談所 藤枝市瀬戸新屋362-1 電話646-3570
静岡県中央知的障害者更生相談所 藤枝市瀬戸新屋362-1 電話646-3579

精神保健福祉総合相談

不眠・うつ・ひきこもり・アルコール依存など、心の問題について定期的に精神科医師等による無料相談を実施しています。保健師や相談員による相談も随時受け付けており、障害者本人だけでなく、家族も受けられます。（要予約）

【問い合わせ先】

静岡県中部健康福祉センター 福祉課 電話644-9281

精神保健福祉センターの各種相談

精神保健福祉に関する様々な相談、アルコール依存症や薬物依存症でお悩みの方やそのご家族の相談に応じます。（要予約）

【問い合わせ先】

静岡県精神保健福祉センター 静岡市駿河区有明町2-20 電話286-9245

発達障害児・者相談

年齢・知的障害の有無に関わらず、発達障害やその疑いのある方やそのご家族への相談に支援スタッフが応じます。（要予約）

【問い合わせ先】

静岡県中西部発達障害者支援センター COCO（ココ）
島田市大川町10-1 電話0547-39-3600
エフビル3階 FAX0547-39-3604

手帳
障害福祉サービス
医療費の助成
補装具
地域生活支援事業
交通機関の割引
税金
各種手当
年金
在宅生活支援
各種相談事業
その他
各種サービス一覧
関係団体

高次脳機能障害総合相談

「高次脳機能障害」とは、事故や病気などで脳が損傷されて、脳の精密な情報処理（高次脳機能）がうまくいかなかった状態のことをいいます。

【問い合わせ先】

リハビリテーション医師などによる無料相談を行います。（要予約）
 静岡県中部健康福祉センター 福祉課 電話 6 4 4 - 9 2 8 1
 県より委託を受け、コーディネーターが、高次脳機能障害に関する相談支援や関係機関との連絡調整を行います。
 高次脳機能障害支援拠点機関 ポノワークセンター 電話 3 7 4 - 4 9 3 8
 FAX 3 7 4 - 4 9 4 7

ひきこもり支援センター

ひきこもりに関する様々な相談に対して、ひきこもり支援コーディネーターによる電話相談及び訪問支援を中心とした支援を実施します。（面談は要予約）

【問い合わせ先】

静岡県ひきこもり支援センター 静岡市駿河区有明町 2 - 2 0 電話 2 8 6 - 9 2 1 9

ひきこもりLINE相談

藤枝市在住のひきこもりに悩むご本人・ご家族からの相談をLINEで受け付けます。

【問い合わせ先】

福祉政策課 自立支援係 電話 6 4 3 - 3 1 6 1



職業相談・職業紹介

就職を希望する障害者の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種などの状況に基づき、きめ細かな職業相談・職業紹介を行います。また、精神障害のある人については、精神・発達障害者雇用サポーターによる、就職に向けたカウンセリングを実施します。※必要に応じて様々な支援機関とも連携を図り、就職を支援します。

【問い合わせ先】

ハローワーク焼津 焼津市駅北 1 - 6 - 2 2 電話 0 5 4 - 6 2 8 - 5 1 5 5
 （部門コード 31#）

障害者就業・生活支援センター（国・県より委託）

就業及び就業に伴う日常生活支援を必要とする障害のある方への支援を行います。

【問い合わせ先】

障害者就業・生活支援センター 島田市東町 2 4 1 電話 0 5 4 7 - 3 6 - 8 9 8 5
 ぼらんち（「島田の空と大地と」内） FAX 0 5 4 7 - 3 6 - 5 5 3 5

成年後見制度

判断能力が十分でない障害のある人が自立して生活できるように、財産管理や身上監護（施設への入退所などの生活について配慮すること）の契約について支援していく制度です。

また、障害のある人が遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがある場合、このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

【制度の特徴】

- ①判断能力が減退する前に、将来サポートしてくれる人を選んでおけるようになること
- ②少し判断能力が減退した状態でも、法的なサポートが受けられるようになること
- ③財産管理的側面だけでなく、心身の状況・生活の状況に配慮したサポートが受けられるようになること

【問い合わせ先】

藤枝市成年後見支援センター（藤枝市社会福祉協議会内）	電話 0 5 4 - 6 6 7 - 2 9 4 0
静岡家庭裁判所（島田出張所）	電話 0 5 4 7 - 3 7 - 1 6 3 0（代表）
静岡県弁護士会（静岡支部）	電話 2 5 2 - 0 0 0 8
成年後見センター リーガルサポート静岡	電話 2 8 9 - 3 9 9 9
成年後見支援センター 「ばあとなあ静岡」	電話 2 5 2 - 9 8 7 7

日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障害等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして「日常的な金銭管理」「書類等の預かりサービス」を行う事業です。

【問い合わせ先】

藤枝市社会福祉協議会 権利擁護係	電話 0 5 4 - 6 6 7 - 2 9 4 0
静岡県社会福祉協議会 日常生活自立支援センター	電話 2 7 5 - 1 7 6 0

苦情を受けるための窓口

福祉サービス利用者からの苦情相談を受け付けます。

【問い合わせ先】

静岡県福祉サービス運営適正化委員会	電話 6 5 3 - 0 8 4 0
藤枝市役所 障害福祉課 障害者総合支援係	電話 6 4 3 - 3 1 4 9 FAX 6 4 4 - 2 9 4 1

藤枝市障害者虐待防止センター

障害のある人への虐待にかかわる通報、相談などは藤枝市障害者虐待防止センターにご連絡ください。障害のある人への虐待をなくすために、ご協力をお願いします。

【通報・相談窓口】

藤枝市障害者虐待防止センター

電 話 6 4 3－3 1 4 9（夜間・休日の場合は6 4 3－3 1 1 1（代表））
F A X 6 4 4－2 9 4 1
場 所 藤枝市役所 西館1階 障害福祉課内

【対象となる障害者】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身に障害がある人で、障害や社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

【障害者虐待の種類】

- 家族などの養護者による虐待
- 障害者福祉施設従事者等による虐待
- 使用者による虐待

【障害者虐待の例】

虐待の内容	具体的な例
身体的虐待	殴る、蹴る、タバコを押しつける、部屋に閉じ込める など
性的虐待	性交・性的行為の強要、性器・性交・性的雑誌を見るよう強いる など
心理的虐待	怒鳴る、無視する、仲間外れにする、成人の障害者を子ども扱いする など
放棄・放任（ネグレクト）	食事を与えない、汚れた衣類を取り替えない、病院に連れて行かない など
経済的虐待	年金や給料を渡さない、預貯金を勝手に使う など

施設無料化制度

障害や難病をお持ちの方の社会参加を支援するため、対象となる社会教育施設や社会体育施設などの利用料を免除しています。

【対象者】

- 個人利用の場合（施設利用時に手帳や受給者証、無料パス、ミライロIDを提示してください）
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証をお持ちの方及びその介護者※（介護者は障害者等と同数）
※介護を行わない付添人は免除の対象になりません。
- 団体利用の場合
障害者等の社会参加を目的とし、無料で開催する催事の主催者

【無料パスの交付申請】

制度の利用にあたり、希望者には「藤枝市施設利用無料パス」を交付しています。
下記のいずれかをお持ちのうえ、市役所障害福祉課又は岡部支所にお越しいただくか、直接対象施設へお越しください。※無料パスの発行は藤枝市民に限ります。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証（精神通院）
- 特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証

【無料パスの返還】

下記の理由により無料パスの対象でなくなった場合は、返還してください。

- 市外へ転出した場合
- 手帳、受給者証の期限が過ぎている場合
- 手帳、受給者証の対象者が死亡した場合
- 障害の軽減で手帳、受給者証の対象でなくなった場合

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 6 4 3－3 2 9 4 FAX 6 4 4－2 9 4 1

公の施設における障害者等の無料利用対象施設一覧

No	施 設 名	入館料(個人利用)対象施設	使(利)用料(主に団体利用)対象施設
		対象となる場所	対象となる場所
1	市立小中学校(校舎・柔剣道場・屋内運動場・運動場・運動場夜間照明施設)		各小中学校の 武道場 屋内運動場
2	瀬戸谷地区交流センター(藤の瀬会館と重複) 稲葉地区交流センター 藤枝地区交流センター 藤枝地区交流センター西館 葉梨地区交流センター 広幡地区交流センター 西益津地区交流センター 青島南地区交流センター 青島北地区交流センター 高洲地区交流センター 大洲地区交流センター		各交流センター、岡部分館支所の 学習室、研修室、研究室、イベントホール、 集会室、大会議室 料理実習室、調理室、和室、アトリエ、 工芸室 等
3	岡部支所分館		
4	勤労青少年ホーム		体育館 集会室 作法室、調理室
5	生涯学習センター		会議室、視聴覚室 ホール、展示ロビー 和室、調理室、工芸室
6	市民ホールおかべ		ホール、会議室
7	文化センター		会議室 大小ホール
8	藤枝市郷土博物館・文学館	博物館・文学館	講座学習室、特別展示室、講座視聴覚室 市民ギャラリー、展示室
9	国史跡志太郡衙資料館	(入場無料)	映像学習室
10	岡部宿大旅籠柏屋	主家歴史資料館	
11	藤枝市民会館		ホール、会議室
12	藤枝市民体育館	トレーニング室	競技場 卓球場 会議室
13	藤枝市武道館		道場 会議室
14	藤枝勤労者体育館		体育室 卓球室 小会議室
15	藤枝市民岡部体育館		体育館
16	藤枝市民グラウンド		野球場、サッカー場
17	藤枝市民テニス場	壁打ち	テニスコート 会議室
18	藤枝市民岡部テニス場		テニスコート
19	藤枝市民西益津温水プール 藤枝市民大洲温水プール	プール プール、トレーニング室	プール プール、会議室
20	大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場	個人使用	占用使用
21	藤枝市福祉センター(きすみれ)	トレーニング室	高草の間 会議室、調理室
22	瀬戸谷総合管理センター(藤の瀬会館) 大久保グラススキー場 大久保キャンプ場 陶芸センター 瀬戸谷屋内競技場(スポーツ・パル高根の郷)	スキー、スクーター、バギー、リフト 陶芸センター	学習室、イベントホール テント、コテージ、グラウンドゴルフ 陶芸センター 射場、会議室、テニスコート
23	藤枝市葉梨西北活性化施設		加工体験室 集会室 加工体験室
24	藤枝市朝比奈農村環境改善センター		多目的ホール 農産加工兼調理実習室 和室研修室、農事研修室、営農推進室

25	藤枝市朝比奈活性化施設		体験学習室、和室 ふれあい談話室 総菜加工室、菓子加工室
26	農業担い手センター		会議室
27	藤枝市勤労者福祉センター(サンライフ藤枝)	トレーニング室	体育室 研修室、会議室、和室
28	藤枝市瀬戸谷温泉施設(ゆらく)	浴場(延長時間は除く)	和室貸部屋
29	藤枝市岡部玉露の里	瓢月亭	和室、小間
30	藤枝総合運動公園 蓮華寺池公園 御子ヶ谷公園 おかべ巨石の森公園	グラウンドゴルフ	サッカー、陸上、野球、会議室、多目的広場 野外音楽堂
	その他都市公園		多目的広場 占用使用

自動車改造費の助成

身体障害者手帳所持者が、就労等に伴い取得する自動車の改造に要する経費を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている１級・２級の肢体不自由者で、就労等に伴い自ら所有し、かつ運転する自動車の操向装置または駆動装置を改造する必要がある方。

※所得制限（重度障害者（児）医療費助成（P13）と同基準）があります

【助成額】

自動車の操向装置及び駆動装置等の改造費で限度額は１００，０００円です。

【申請手続き】

- ①申請書兼実績報告書
②所得状況調書
- ③身体障害者手帳
④運転免許証（免許取得前の場合は事前に相談）
- ⑤印かん
⑥公的年金等の金額がわかるもの（年金証書等）
- ⑦車検証
⑧改造仕様書
- ⑨改造費用の明細書及び領収書
⑩改造前後の写真
- ⑪世帯全員の所得がわかる書類（所得課税証明書等）（１月１日以降に転入された方のみ）
- ⑫申請者のマイナンバーがわかるもの
⑬身元確認書類
- 上記①～⑬をお持ちになり、障害福祉課へ申請してください。

※ 改造内容や免許取得前の申請については、事前にご相談ください。

※ 改造に要した経費の支払いが完了した日以後、４か月以内に申請してください。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 ６４３－３２９４ FAX ６４４－２９４１

手帳	障害福祉サービス
助成	医療費の補装具
支援事業	地域生活の交通機関
税金	各種手当
年金	在宅生活
支援	各種相談
事業所一覧	その他
	関係団体

自動車運転免許証取得費の助成

身体障害者が自動車運転免許を取得しようとする場合、それに要する経費の一部を助成します。

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受け、都道府県公安委員会指定の自動車教習所を卒業し、自動車運転免許証を取得した方で、自動車運転免許の取得により、更生に役立つことが見込まれる方。

※所得制限（世帯全員の所得税合計額が12万円以下）があります。

【助成額】

免許取得費用の2／3以内で、限度額は100,000円です。

【申請手続き】

- ①申請書 ②運転免許証 ③身体障害者手帳 ④印かん
⑤世帯全員の所得がわかる書類（所得課税証明書等）（1月1日以降に転入された方のみ）
⑥申請者のマイナンバーがわかるもの ⑦身元確認書類
上記①～⑦をお持ちになり、障害福祉課へ申請してください。

※ 助成申請をする場合は事前にご相談ください。

※ 免許を取得した日以後4か月以内に申請をしてください。

【問い合わせ先】

障害福祉課 障害福祉係 電話 643-3294 FAX 644-2941

ヘルプマーク

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。

ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていることを知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。

【対象者】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

【配布条件】

ヘルプマークについての趣旨を理解いただいた上で、窓口で交付します。障害種別・等級、病名等による条件はありません。

必要とする方に無償で配布します。

【配布場所】

- 中部健康福祉センター 福祉課、地域医療課
- 藤枝市役所 障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係
- 藤枝市立総合病院 患者相談室



市内ゆずりあい駐車場事業

歩行の際に介助や特別な器具を要する等の歩行困難な方で、下記の項目に該当する方にゆずりあい駐車場利用証を交付します。

○身体障害者

障害区分	等級
視覚障害	1～4級
聴覚障害	2・3級
平衡機能障害	3～5級
肢体不自由（上肢）	1級～2級
肢体不自由（下肢）	1級～6級
肢体不自由（体幹）	1級～5級
脳原性運動機能障害（上肢） （一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	1・2級
脳原性運動機能障害（移動機能）	1～6級
心臓機能障害 腎臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう機能障害 直腸機能障害 小腸機能障害	1～4級
免疫機能障害 肝臓機能障害	1～4級

○知的障害者
療育手帳A所持者

○精神障害者
精神障害者保健福祉手帳1級所持者

○高齢者
要介護5～1に該当する者

○難病患者
特定医療費（指定難病）受給者証
特定疾患医療受給者証
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者

○妊産婦
妊娠7か月から産後12か月までの期間

○けが人・病人
医師の診断書により利用証が必要であると認められる方

※最大6ヶ月有効で利用証を交付

【申請先・申請手続き】

- 中部健康福祉センター 福祉課 電話 644-9276
- 県庁健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課 電話 221-2052
- 藤枝市役所 障害福祉課 障害福祉係・岡部支所 市民窓口係

必要なもの

- ①静岡県ゆずりあい駐車場利用証交付申請書
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、母子健康手帳
- ③医師の診断書（けが人・病人に限る）※診断書の様式は、障害福祉課にお求めください。

◆車いすを常時使用している方は赤色の利用証、けが人・病人・妊産婦の方はオレンジ色の利用証、それ以外の方は緑色の利用証が交付され、市内の各施設で専用の駐車場を利用することができます。

一般障害者等利用証（緑）

一時的に歩行困難な方用の利用証（オレンジ）

車いす常時利用者用利用証（赤）



【表面】



【裏面】



【表面】



【裏面】



【表面】



【裏面】

車いすマークの駐車場は、これから利用証を取得する方や、怪我などで一時的に車いすを利用する方等が駐車することもある点をご承知おきください。（利用証は駐車許可証ではありません。）限られたスペースを有効に使うため、利用者同士のゆずりあいにご協力ください。

【市内ゆずりあい駐車場設置施設】

市内主要公共施設、商業施設で利用できます。

◆藤枝市基幹相談支援センター（障害者総合相談窓口）◆

福祉制度の情報提供や生活上の相談、施設利用希望者への対応など、ご相談に応じます。

	施設名	住所	連絡先
1	藤枝市基幹相談支援センター	〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1（藤枝市役所障害福祉課内）	643-3131

◆相談支援事業所◆ ※相談支援についての詳細は P.6 参照。

	法人名	施設名	住所	連絡先	特定 相談支援	一般 相談支援	障害児 相談支援
1	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会	藤枝市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋83-6	643-3511	○	○	○
2	特定非営利活動法人 障害者生活支援センターおのころ島	相談支援センター おのころ島	〒426-0016 藤枝市郡1-3-27	641-7001	○	×	×
3	社会福祉法人 ハルモニア	ばれっと	〒426-0021 藤枝市城南1-5-5	631-7272	○	×	○
4	社会福祉法人 葉月会	もくせいの家	〒421-1114 藤枝市岡部町羽佐間199-25	667-5222	○	○	○
5	社会福祉法人 心愛志太	藤枝市地域活動支援センター きずな	〒426-0061 藤枝市田沼3-1-9 2階	636-7700	○	×	×
6	社会福祉法人 富水会	相談支援事業所すろ〜らいふ	〒426-0063 藤枝市青南町1-12-11	625-8001	○	×	○
7	社会福祉法人 天竜厚生会	天竜厚生会アクシア藤枝	〒426-0133 藤枝市宮原823-1	639-0325	○	×	○
8	一般社団法人 松福会	こーる&れすぽんす	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋60パインヴィレッジ1-103	663-5181	○	○	×
9	株式会社 遊笑舎	遊笑舎式番館	〒426-0034 藤枝市駅前3-5-17	639-7778	○	×	×
10	社会福祉法人 藤枝すみれ会	みらえ〜るすみれ	〒426-0082 藤枝市瀬古2-23-13	625-7578	○	×	○

◆施設入所◆

障害支援区分 4 以上（50 歳以上は区分 3 以上）

施設にて、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

	法人名	施設名	住所	連絡先	定員
1	社会福祉法人 天竜厚生会	天竜厚生会アクシア藤枝	〒426-0133 藤枝市宮原823-1	639-0311	50人
2	社会福祉法人 焼津福祉会	大井川寮	〒421-0218 焼津市下江留840-1	622-8430	50人
3	社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園	垂穂寮	〒427-0008 島田市落合645-13	0547-34-4120	50人
4	社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園	やまばと希望寮	〒421-0412 牧之原市坂部2151-2	0548-29-1656	30人

◆訪問系サービス◆

	法人名	事業所名	住所	連絡先	居宅介護			重度 訪問 介護	同行 介護	行動 介護	重度 障害者 包括支援
					身体介護	家事援助	通院介助				
1	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会	藤枝市社会福祉協議会 在宅福祉センター （藤枝市ホームヘルプ サービス事業所）	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋83-6	631-7537	○	○	○	○	○	×	×
2	株式会社 アイケア	アイケア藤枝	〒426-0025 藤枝市藤枝5-10-8	647-1167	○	○	○	○	×	×	×
3	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター 藤枝青木	〒426-0037 藤枝市青木2-27-23	647-0181	○	○	○	○	×	×	×
4	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター 藤枝	〒426-0082 藤枝市瀬古2-12-4	647-5171	○	○	○	○	○	×	×
5	特定非営利活動法人 ワークスコープ夢コブ	夢コブしだ事業所	〒426-0011 藤枝市平島602-96	646-9903	○	○	○	×	○	×	×
6	セントケア静岡 株式会社	セントケア岡出山	〒426-0026 藤枝市岡出山2-10-17 小林ビル1F-B	647-3911	○	○	○	○	×	×	×
7	セントケア中部 株式会社	セントケア藤枝	〒426-0037 藤枝市青木3-14-1 ソフィアビル1-B	646-2941	○	○	○	○	×	×	×
8	株式会社 双泉メディカルケア	あくとかケア藤枝	〒426-0067 藤枝市前島2-6-6 1F	634-2005	○	○	×	×	×	×	×
9	株式会社 sense of FUN	豆ランブ	〒426-0034 藤枝市駅前2-1-17	631-7894	○	○	○	○	×	×	×
10	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター おおす	〒426-0044 藤枝市大東町251-1	634-2355	○	○	○	○	×	×	×
11	株式会社 福多	訪問介護事業所縁	〒426-0006 藤枝市藤岡1丁目25-5	639-5710	○	○	○	○	×	×	×

◆短期入所◆

障害支援区分 1 以上

居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

	法人名	施設名	入所	短期	住所	連絡先	主たる対象者	特徴
1	藤枝市	藤枝市立総合病院		○	〒426-8677 藤枝市駿河台4-1-11	646-1111	重症心身 障害児・者	現在、新規の受付は していません。
2	医療法人社団 八洲会	誠和藤枝病院		○	〒426-0213 藤枝市中ノ合26-1	638-3111	重症心身 障害者	空床型 1 床
3	社会福祉法人 鳳会	ふじトピア障害福祉 サービス事業所		○	〒426-0204 藤枝市時ヶ谷417-2	638-5252	知的障害者 障害児	介護保険制度の短期 入所サービスの 空床利用。入所に 関しては担当者 と要相談。日中一時 支援事業（日帰り 短期入所）対応可
4	社会福祉法人 天竜厚生会	天竜厚生会 アクシア藤枝	○	○	〒426-0133 藤枝市宮原823-1	639-0311	知的障害者	送迎可（要相談）

	法人名	施設名	入所	短期	住所	連絡先	主たる対象者	特徴
5	社会福祉法人 富水会	わかたけ		○	〒426-0063 藤枝市青南町1-12-11	625-8001	3障害対応	短期入所2床有
6	ソーシャルインクルー 株式会社	ソーシャルインクルー ホーム藤枝田沼		○	〒426-0061 藤枝市田沼1-13-2	625-9117	3障害対応	男性1床 女性1床
7	ソーシャルインクルー 株式会社	ソーシャルインクルー ホーム藤枝小石川町		○	〒426-0033 藤枝市小石川町4-16-18	643-1180	3障害対応	日中一時支援事業 （日帰り短期入所） 対応可
8	株式会社SDGS	SDGSホーム 藤枝高柳		○	〒426-0041 藤枝市高柳1丁目1番11号	668-9317	3障害対応	男性1床 女性1床
9	社会福祉法人 焼津福祉会	大井川寮	○	○	〒421-0218 焼津市下江留840-1	622-8430	知的障害者	日中一時支援事 業（日帰り短期 入所）対応可
10	社会福祉法人 みだらけ福祉会	あおい荘		○	〒425-0054 焼津市一色435	623-9002	3障害対応 障害児	介護保険制度の 短期入所サービ スの空床利用
11	社会福祉法人 東益津福祉会	特別養護老人ホーム 高麓		○	〒425-0004 焼津市坂本385-1	628-0070	3障害対応	介護保険制度の 短期入所サービ スの空床利用
12	特定非営利活動法人 ピース	短期入所レモン		○	〒425-0066 焼津市大島315-1	639-5526	3障害対応 障害児	6床
13	社会福祉法人 嬰育会	特別養護老人ホーム 福聚荘		○	〒425-0066 焼津市大島649	623-1455	3障害対応	介護保険制度の短期 入所サービスの空床 利用
14	有限会社池ちゃん家・ ドリームケア	西焼津看護多機能 ホーム「池ちゃん家」		○	〒425-0077 焼津市五ヶ堀之内530-3	620-5523	重度心身障害 知的障害児・者	高齢者施設の空床 利用
15	ソーシャルインクルー 株式会社	ソーシャルインクルー ホーム焼津惣右衛門		○	〒425-0065 焼津市惣右衛門10-1	624-5110	身体障害者 知的障害者	日中一時支援事業 （日帰り短期入所） 対応可
16	株式会社 INNOVEL HEALTHCARE	グループホーム イノベル焼津		○	〒425-0085 焼津市塩津103-1	629-1106	3障害対応 障害児	
17	社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園	たりほりょう 垂穂寮	○	○	〒427-0008 島田市落合645-13	(0547) 34-4120	知的障害者	日中一時支援事業 （日帰り短期入所） 対応可
18	駿遠学園管理組合	駿遠学園	○	○	〒428-0002 島田市福用112	(0547) 46-4376	知的障害者 障害児	日中一時支援事業 （日帰り短期入所） 対応可
19	ソーシャルインクルー 株式会社	ソーシャルインクルー ホーム島田東町		○	〒427-0011 島田市東町1045-1	(0547) 34-0200	3障害対応	日中一時支援事業 （日帰り短期入所） 対応可
20	社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園	やまばと希望寮	○	○	〒421-0412 牧之原市坂部2151-2	(0548) 29-1656	知的障害者 障害児	日中一時支援事業 （日帰り短期入所） 対応可
21	社会福祉法人 和松会	せいしやうえん 清松園	○	○	〒437-1513 菊川市棚草1284	(0537) 73-2662	身体障害者	日中一時支援事業 （日帰り短期入所） 対応可
22	医療法人 好生会	さわや家		○	〒436-0033 掛川市篠場779-2	(0537) 22-2312	精神障害者 （介護を必要と する人は不可）	
23	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 静岡県済生会	静岡済生会療育センター 令和	○	○	〒422-8006 静岡市駿河区曲金5-3-30	285-0753	重症心身 障害児	日中一時支援事業 （日帰り短期入所） 対応可

	法人名	施設名	入所	短期	住所	連絡先	主たる対象者	特徴
24	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 静岡県済生会	静岡医療福祉センター 成人部	○	○	〒422-8006 静岡市駿河区曲金5-3-30	285-2402	身体障害者	
25	社会福祉法人 小羊学園	つばさ静岡	○	○	〒420-0805 静岡市葵区城北117	249-2830	重症心身 障害児・者	
26	独立行政法人 国立病院機構静岡てんかん・ 神経医療センター	静岡てんかん・ 神経医療センター	○	○	〒420-8688 静岡市葵区漆山886	245-5446	重症心身 障害児・者	
27	社会福祉法人 愛誠会	のぞみえん 望未園	○	○	〒420-0905 静岡市葵区南沼上1815-1	655-3030	知的障害者	
28	社会福祉法人 静岡市厚生事業協会	わらしな学園	○	○	〒421-1224 静岡市葵区飯岡2263	278-2511	知的障害者	
29	静岡市	静岡市桜の園	○	○	〒421-2118 静岡市葵区内牧1560-6	296-2000	身体障害者	
30	社会福祉法人 花園会	ひやつかえん 百花園	○	○	〒424-0401 静岡市清水区中河内2780	395-2621	身体障害者	
31	社会福祉法人 玉柏会	ししはらそう 穴原荘	○	○	〒424-0301 静岡市清水区穴原362	394-0311	知的障害者	
32	社会福祉法人 花園会	百花園宮前ロッヂ	○	○	〒424-0881 静岡市清水区楠150番地1	344-3553	3障害対応	
33	独立行政法人 国立病院機構天竜病院	天竜病院	○	○	〒434-0015 浜松市浜名区於呂4201-2	(053) 583-3111	重症心身 障害者	

◆共同生活援助（グループホーム）◆

共同生活を営む住居に入居している障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

	法人名	事業所名	住所	連絡先	主たる対象者	特徴	定員
1	社会福祉法人 ハルモニア	コーンズ	〒426-0066 藤枝市青葉町 2-16-10	ハルモニア 637-2111	知的障害者 精神障害者		11人
2	社会福祉法人 ハルモニア	アドニス	〒426-0051 藤枝市大洲 2-25-1		知的障害者 精神障害者		10人
3	特定非営利活動法人 風	緑の風	〒426-0027 藤枝市緑町 1-6-21	644-1008	3障害対応 （車イスの利用不可）		7人
4	社会福祉法人 愛誠会	幸央寮1・2	〒426-0022 藤枝市稲川 1-1-11	641-7070	知的障害者 （他障害応相談）		14人 （男性7人、 女性7人）
5	医療法人社団 凜和会	エルピス藤枝	〒426-0033 藤枝市小石川町 2-9-20	645-8333	精神障害者		18人
6	社会福祉法人 富水会	わかたけ	〒426-0063 藤枝市青南町 1-12-11	625-8001	3障害対応	日中サービス 支援型	7人

	法人名	事業所名	住所	連絡先	主たる対象者	特徴	定員
7	社会福祉法人 葉月会	もくせいの家 グループホーム	〒421-1131 藤枝市岡部町内谷 1334-1	667-5222	知的障害者		6人
8	ソーシャルインクルー 株式会社	ソーシャルインクルー ホーム藤枝田沼	〒426-0061 藤枝市田沼 1-13-2	625-9117	3 障害対応	日中サービス 支援型	20人
9	ミナノワ 株式会社	クライスハイム高岡	〒426-0062 藤枝市高岡 3丁目3-13-1	631-9202	知的障害者 精神障害者		20人
10	フクシホシザキ 合同会社	グループホーム響	〒426-0012 藤枝市田中 2丁目7-16	631-7718	知的障害者 精神障害者		6人
11	株式会社SDGS	SDGSホーム 藤枝高柳	〒426-0041 藤枝市高柳 1丁目1番11号	668-9317	3 障害対応	日中サービス 支援型	15人
12	株式会社Chainon	障がい者グループ ホーム Chainon	〒426-0041 藤枝市高柳 1丁目15番67号	636-3717	知的障害者 精神障害者		7人
13	ソーシャルインクルー 株式会社	ソーシャルインクルー ホーム藤枝小石川町	〒426-0033 藤枝市小石川町 4-16-18	643-1180	3 障害対応	日中サービス 支援型	20人 (男性10人、 女性10人)

◆生活介護◆ 障害支援区分3以上（50歳以上は区分2以上）

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に創造的活動または生産活動の機会を提供します。

（※）日中一時支援（日中施設機能利用）利用可

	法人名	施設名	住所	連絡先	主たる対象者	定員	活動内容	開所日時	送迎
1	社会福祉法人 藤枝すみれ会	東部すみれの家	〒426-0016 藤枝市郡744-1	645-1133	知的障害者	20名	体力づくり、体験活動（創作、外出、イベント、音楽、ダンス）、生産活動（下請作業、自主製品、機織り）、地域交流	月～金 9:00～16:00	有
2	社会福祉法人 藤枝すみれ会	南部すみれの家	〒426-0041 藤枝市高柳2-1-6	636-2440	知的障害者	25名	体力づくり、体験活動（調理、創作活動ほか）、生産活動（下請作業、園芸活動）、地域交流 ※	月～金 9:00～16:00	有 （要相談）
3	社会福祉法人 藤枝すみれ会	北部すみれの家	〒426-0082 藤枝市瀬古 2-23-13	643-6525	知的障害者	30名	体力づくり、体験活動（調理、創作活動ほか）、生産活動（下請作業、ステンシル製品）、地域交流（トーンチャイム演奏発表会）	月～金 9:00～16:00	有
4	社会福祉法人 富水会	わかふじ	〒426-0063 藤枝市青南町 1-12-5	636-1710	3 障害対応	40名	機能訓練（PT）、医療的ケア、生産・制作活動、レクリエーション、余暇活動（グループ・個別）、入浴、給食、通院同行、音楽療法、個別療育指導等※	月～土 （土は月1回） 9:00～16:00	有
5	社会福祉法人 ハルモニア	エンゼルハート	〒426-0066 藤枝市青葉町 2-11-1	637-2111	3 障害対応	40名	作業訓練・外出活動・余暇活動（ズンバ・トランポウワーク、音楽療法、プール、ドライブ、ウォーキング、絵画、創作活動、レクリエーション）	月～金 9:00～16:00	有 （要相談）
6	社会福祉法人 愛誠会	ワーク稲川	〒426-0022 藤枝市稲川 1-1-11	641-7070	知的障害者 （他障害応相談）	40名	歩行、農耕物の栽培、生産活動（自動車部品の製品組立）、創作活動、美化活動	月～金 9:30～16:30	有

	法人名	施設名	住所	連絡先	主たる対象者	定員	活動内容	開所日時	送迎
7	社会福祉法人 葉月会	もくせいの家	〒421-1114 藤枝市岡部町 羽佐間199-25	668-0075	3 障害対応	24名	段ボールのバリ取り・ボンド付け、セロ貼り、ダイレクトメールの封入、自主製品、音楽療法、体操教室、外出活動、レクリエーション、年間行事	月～金 8:30～16:00	有 （要相談）
8	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会	ポップライフ	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋83-1	639-9010	身体・知的障害の 重複障害者 身体障害者	25名	健康管理、生活支援、機能訓練、創作活動、外出活動、入浴、医療的ケア、各種行事等 ※	月～土 （土は月2回） 8:30～16:30	有
9	社会福祉法人 天竜厚生会	天竜厚生会 アクシア藤枝	〒426-0133 藤枝市宮原823-1	639-0311	知的障害者	60名	生活支援、軽作業、創作活動、散歩、各種行事、健康管理	月～金 10:00～16:00 時間延長応相談	有 （要相談）
10	株式会社 遊笑舎	遊笑舎沓番館	〒426-0037 藤枝市青木1-1-18	639-7778	3 障害対応	20名	畑（3ヶ所）での農作業、ウォーキング、生産活動（箱折り、野菜の袋詰め）、生活支援、余暇活動	月～金 土曜開所あり 9:00～16:00	有
11	日本ライフケア ソリューションズ 株式会社	デイサービスセンター からふる藤枝	〒426-0046 藤枝市高洲1-13-34	631-7436	3 障害対応	28名	マシントレーニングでの筋力トレーニング、集団での体操、個別リハビリ	月～金 9:30～15:30	有
12	特定非営利活動法人 タートルエイト	デイサービス 亀八茶屋（共生型）	〒421-1114 藤枝市岡部町羽佐間641	648-3030	3 障害対応	20名	創作活動、畑での野菜作り	火～土 8:30～17:30	有
13	株式会社 sense of FUN	Bean's CAFE （共生型）	〒426-0046 藤枝市高洲5-7	631-5736	3 障害対応	21名	軽作業、創作活動、外出活動、イベント	月～金 9:15～16:20	有

◆自立訓練（生活訓練）◆ 障害支援区分認定不要

知的障害者・精神障害者に対し、施設または居宅を訪問して日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

・藤枝市内に該当施設なし

◆自立訓練（機能訓練）◆ 障害支援区分認定不要

身体障害者に対し、施設または居宅を訪問して、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

・藤枝市内に該当施設なし

◆就労移行支援◆ 障害支援区分認定不要

就労を希望する 65 歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

◆就労選択支援◆（令和7年10月開始予定）

就労先や働き方について、就労アセスメントの手法に基づき、本人の希望や能力等に合った選択を支援します。※原則として令和7年10月以降、就労継続支援 B 型の利用申請前に就労選択支援を利用する必要があります。

手帳
障害福祉サービス
医療費の助成
補装具
地域生活支援事業
交通機関の割引
税金
各種手当
年金
在宅生活支援
各種相談事業
その他
各種サービス一覧
関係団体

◆就労継続支援 A 型◆ 障害支援区分認定不要

企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人に対して、生産活動等の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

※申請前に体験が必要となります。

	法人名	施設名	住所	連絡先	主たる対象者	定員	活動内容	開所日時
1	株式会社 リカバリー	リカバリー A 型	〒426-0088 藤枝市堀之内1452	631-5766	3障害対応 (車いすの 利用は不可)	10名	施設の清掃・下請け作業 草取り、社員個人車両 清掃など	月～金 9:00～16:00 土曜日隔週 9:00～13:00
2	株式会社 メーブル	クローバー	〒426-0029 藤枝市益津353-1	631-5507	3障害対応 (車いすの 利用は不可)	20名	古着の販売・仕分け、ネッ ト出品、食品販売・陳列、 施設外就労	月～金 9:00～14:30 土曜日不定期にて 9:00～14:30
3	日本ライフケア ソリューションズ 株式会社	からふる工房 たかす	〒426-0041 藤枝市高柳1281-1	625-7701	3障害対応	10名	施設外就労、草取り、清掃、 内職作業、ポスティング	月～金 9:30～14:30
4	一般社団法人 松福会	くりばら	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋60 バインヴィレッジ I-105	663-5181	3障害対応	20名	食品製造、金属加工 介護、不動産	月～金 9:00～17:00
5	株式会社 アイ・エス・シー	株式会社 アイ・エス・シー	〒426-0001 藤枝市仮宿1512-1	625-7508	3障害対応	20名	仏事返礼品の 梱包、包装、運搬	月～金 9:40～16:10
6	株式会社 SC三枝	はるの樹	〒426-0034 藤枝市駅前三丁目 14-1	625-9682	3障害対応 (車いすの 利用は不可)	20名	食品製造、加工、盛り付け、 施設外就労	月～金 8:00～15:00 土曜日不定期にて 8:30～13:00
7	NPO法人 HELPS	あおば事業所	〒426-0046 藤枝市青葉町2-2-1	080-2076- 5183	3障害対応	20名	箱折、引き出物セット組、百 均商品袋詰、選別ゴミ検査、 乾燥シイタケの軸切り、グラ タン製造、ハウスクリーニン グ、プラモデル袋詰、動画編 集、検索作業、その他PC作業	月～金/祝 8:00～17:00
8	株式会社 みらい経営	Lifeboat (ライフボート)	〒426-0018 藤枝市本町3-3-27 2F	631-7105	3障害対応 (車いすの 利用は不可)	20名	経理の代行(会計記帳代行、 給与代行、請求書作成など) PC事 務 作 業、メルマガ、 YouTube制作など	月～金 9:30～15:00

◆就労定着支援◆ 障害支援区分認定不要

障害福祉サービスを利用して一般就労した障害のある人等に対し、雇用に伴い生じる日常生活上での問題に関する相談、指導及び助言、その他の必要な支援を行います。

	法人名	施設名	住所	連絡先	主たる対象者	定員	活動内容	開所日時
1	特定非営利活動法人 障害者活動支援団体 げんきむら	げんきむら プリント工房	〒426-0072 藤枝市南新屋204-4	646-0218	3障害対応	10名	企業訪問、雇用に伴い生じ る日常生活上での問題に関 する相談対応	月～金 9:30～15:15
2	社会福祉法人 ハルモニア	あかね	〒426-0066 藤枝市青葉町2-11-1	634-0021	3障害対応	40名	就職に必要なスキルのサポート 職場定着に向けた支援	月～金 9:00～16:00

◆就労継続支援 B 型◆ 障害支援区分認定不要

一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、支援を行います。

※申請前に体験が必要となります。

	法人名	施設名	住所	連絡先	主たる対象者	定員	活動内容	開所日時
1	社会福祉法人 すみれ会	南部すみれの家	〒426-0041 藤枝市高柳2-1-6	636-2440	知的障害者	15名	生産活動(園芸製品製造販売、 下請け作業)、体験活動、地 域交流	月～金 9:00～16:00
2	社会福祉法人 すみれ会	西部すみれの家	〒426-0074 藤枝市水上354-5	631-5731	3障害対応 (主・知的 障害者)	40名	下請け作業(プラモデル袋詰 め、シール貼りなど)、焼き菓 子製造販売、施設外就労(清掃)	月～金 9:00～16:00
3	社会福祉法人 ハルモニア	あかね	〒426-0066 藤枝市青葉町2-11-1	634-0021	3障害対応	40名	施設外就労、マスク、花ぼ うろ、惣菜、パン菓子の製 造販売、施設内受注作業	月～金 9:00～16:00
4	社会福祉法人 ハルモニア	ありす	〒426-0036 藤枝市上青島578-1	639-7172	3障害対応	20名	日用製品のシール貼り、袋 入れ、野菜の栽培・販売、 草取り	月火木金/祝 9:00～16:00 水 9:00～13:00

	法人名	施設名	住所	連絡先	主たる対象者	定員	活動内容	開所日時
5	社会福祉法人 葉月会	もくせいの家	〒421-1114 藤枝市岡部町羽佐間 199-25	668-0075	3障害対応	12名	下請け作業(段ボールのバリ 取り、仕切の組立・リング通 し)、古紙回収	月～金 8:30～16:30
6	社会福祉法人 心愛志太	藤枝第一心愛	〒426-0002 藤枝市横内532	644-8632	3障害対応 (主：精神 障害者)	20名	食品用紙筒の底はめ、洗濯 ハンガー組立、花の手入れ、 草取り、椎茸選別等	月～金 9:00～16:00
7	社会福祉法人 心愛志太	藤枝第二心愛	〒426-0061 藤枝市田沼2-22-12	634-2340	3障害対応 (主：精神 障害者)	20名	洗濯ハンガー組立、CD解体、 プラモ袋入、ミラーシート 拭き等、手芸品製作	月～金 9:00～16:00
8	社会福祉法人 心愛志太	藤枝第三心愛	〒426-0066 藤枝市青葉町2-1-46	631-7504	3障害対応 (主：精神 障害者)	20名	下請作業、施設外(農作業) (CD解体・プラモ封入)	月～金 9:00～16:00
9	特定非営利活動法人 風	風	〒426-0085 藤枝市助宗1273-1	644-1008	3障害対応	20名	パン菓子製造販売、手芸品 づくり、農業、仕出し物、 ラベル貼り	月～金 9:00～16:00
10	特定非営利活動法人 障害者活動支援団体 げんきむら	げんきむら プリント工房	〒426-0072 藤枝市南新屋204-4	646-0218	3障害対応	20名	布類・紙類のプリント作業、 ミシン・刺しゅうミシンによ る縫製作業、簡単なPCデザ イン作業、カフェでの調理・ 接客作業、一般就労を目指す 人の支援コースあり。	工房 月～金 9:30～15:15 カフェ 火～土 9:30～15:15
11	株式会社 リカバリー	リカバリー B 型	〒426-0088 藤枝市堀之内1452	631-5766	3障害対応 (車いすの利 用は不可)	10名	施設の清掃・洗車、プラモデル 封入作業、地域ボランティア	月～金 10:00～16:00 土曜隔週
12	日本ライフケア ソリューションズ 株式会社	からふる工房 たかす	〒426-0041 藤枝市高柳1281-1	625-7701	3障害対応	30名	プラモデル等の封入・シール 貼り等の下請け作業、施設 外就労(プラモデルの封 入、駐車場清掃等)	月～金 9:30～15:30
13	株式会社 T-OHANA	ボノワークセンター	〒426-0037 藤枝市青木1-11-18	374-4938	3障害対応	20名	下請作業、野菜の袋詰め、 段ボールの組立て、缶バッ ジのピン止め	月～金 9:00～15:30
14	ミナノワ 株式会社	ワッカス高岡	〒426-0062 藤枝市高岡3-3-23	639-9681	3障害対応	20名	下請け作業(組立・梱包・シール 貼り)	月～金 9:30～15:30 土曜日不定期にて 9:30～15:30
15	NPO法人 HELPS	あおば事業者	〒426-0046 藤枝市青葉町2-2-1	080-2076- 5183	3障害対応	20名	箱折、引き出物セット組、百 均商品袋詰、乾燥シイタケの 軸切り、選別、ゴミ検査、グ ラタン製造、ハウスクリーニ ング、プラモデル袋詰、動画 編集、検索作業、その他PC 作業	月～金/祝 10:00～15:00
16	株式会社 SKIP	すきっぷ	〒426-0067 藤枝市前島1-13-17	639-7450	3障害対応	20名	清掃、軽作業、箱の組立て、 ラベル貼り、物品販売	月～金 10:00～16:00
17	株式会社 アース	アース藤枝	〒426-0041 藤枝市高柳1-4-30	639-7071	3障害対応 (車いす不可)	20名	下請け作業(箱折り、商品 の組付け、梱包、シール貼 り等)、施設外(ホテル清掃、 老人ホーム清掃、軽作業)	月～金 10:00～15:00
18	株式会社 TO LABO	いぶき藤枝 (主たる事業所)	〒426-0025 藤枝市藤枝1-11-3	643-9622	3障害対応	20名	下請け作業(プラモデル、 車部品、車用品梱包シール 貼り、等)、施設外就労(農 作業、シール貼り等)	月～金 9:30～15:30
19	株式会社 TO LABO	いぶき大新島 (従たる事業所)	〒426-0043 藤枝市大新島749-1	637-9036	3障害対応	20名	下請け作業(プラモデル、 電化製品部品)、施設外就労 (農作業、ホテル清掃)	月～金 9:30～15:30
20	株式会社 TO LABO	いぶき稲川	〒426-0022 藤枝市稲川1853-5	639-9873	3障害対応	20名	下請け作業(箱折り、商品 の組付け、梱包、シール貼 り、等)施設外就労(農作業、 老人ホーム清掃)	月～金 9:30～15:30

◆児童発達支援◆ ※放課後等デイサービスと合わせての人数

	法人名	施設名	住所	連絡先	開所日時	特徴
1	社会福祉法人 ハルモニア	ガゼルの森 (支援部)	〒426-0021 藤枝市城南1-5-5	電話 644-2533	平日 9:00 ～ 15:00	定員40名
2	社会福祉法人 富水会	わかば園	〒426-0063 藤枝市青南町1-12-11	電話 625-8001 FAX 625-8011	平日 9:00 ～ 16:00 時間外対応可	定員5名 医療的ケア児、 重症心身障害児対象
3	株式会社 トレミー	クルール	〒426-0201 藤枝市下敷田75-2 八興ビル1階	電話 639-5230 FAX 639-5240	平日 9:30 ～ 12:00 (土日祝、及び学校長期 休業期間は休み)	定員10名※ 送迎あり 理学療法士在籍
4	株式会社 トレミー	青木クルール	〒426-0037 藤枝市青木2-19-28	電話 631-5642 FAX 631-5643	平日 9:30 ～ 12:00 (土日祝、及び学校長期 休業期間は休み)	定員10名 送迎あり 言語聴覚士在籍
5	社会福祉法人 愛誠会	いっぼ	〒426-0067 藤枝市前島2-1-43 プラザⅡ3階	電話 639-7963 FAX 639-7964	月～金 9:30 ～ 15:30 (事業所が指定する土曜日)	定員10名 送迎あり(要相談)
6	株式会社 クラ・ゼミ	「きらり」藤枝校	〒426-0061 藤枝市田沼1-24-8 プレシヤス田沼1階	電話 631-5170 FAX 同	平日・土祝夏等 9:00 ～ 18:00	個別療育※ (1時間)
7	株式会社 クラ・ゼミ	「きらり」 藤枝ついで校	〒426-0031 藤枝市築地1-16-27 2F	電話 646-5212 FAX 同	平日・土祝夏等 9:00 ～ 18:00	個別療育※ (1時間)
8	株式会社 クラ・ゼミ	コベルプラス 藤枝教室	〒426-0067 藤枝市前島1-9-40 ナカエンタープライズビル1階	電話 639-5165 FAX 639-5166	火～土 9:30 ～ 18:30 (日・月・祝休)	定員10名 ※個別療育・小集団療育
9	株式会社 イノウエ	ことみる	〒426-0015 藤枝市五十海1-18-19	電話 631-5312 FAX 631-5313	平日 9:00 ～ 15:00 (土日祝休)	定員10名 送迎あり(要相談)
10	合同会社みらいりす	児童発達支援事業所 み・か・た	〒421-1121 藤枝市岡部町岡部1923-13	電話 631-4433 FAX 631-4434	火～土 9:30 ～ 15:30 (日月祝休み)	定員10人 送迎あり 言語聴覚士・准看護師在籍

◆放課後等デイサービス◆ ※児童発達支援と合わせての人数

	法人名	施設名	住所	連絡先	開所日時	特徴
1	社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会	社協ルビナス	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋83-6	電話 645-3122 FAX 643-3544	平日 ～ 18:00 (土日祝休) 夏等 9:00 ～ 18:00	定員10名 送迎あり
2	株式会社 リカバリー	リカバリー末広	〒426-0065 藤枝市末広2-8-17	電話 631-6690 FAX 631-6691	平日～ 18:00 (日祝休) 土曜 隔週 夏等 9:00 ～ 16:30	定員10名 送迎あり
3	株式会社 リカバリー	リカバリー堀之内	〒426-0088 藤枝市堀之内1452	電話 631-5766 FAX 631-5767	平日～ 18:00 (日祝休) 土曜 隔週 夏等 9:00 ～ 16:30	定員10名 送迎あり
4	社会福祉法人 富水会	第1わかあゆ	〒426-0063 藤枝市青南町1-12-11	電話 625-8001 FAX 625-8011	平日～ 18:00 (日祝休) 土夏等 9:00 ～ 16:00 (土曜: 月1回)	定員5名 送迎あり
5	社会福祉法人 富水会	第2わかあゆ	〒426-0063 藤枝市青南町1-12-5	電話 636-1710 FAX 637-1037	平日～ 18:00 (日祝休) 土夏等 9:00 ～ 16:00 (土曜: 月1回)	定員5名 送迎あり
6	株式会社 アース	児童デイSES 藤枝校	〒426-0071 藤枝市志太585-1	電話 646-3850 FAX 646-3851	平日～ 18:00 (日休) 土祝夏等 9:30 ～ 17:30	定員10名 送迎あり
7	株式会社 アース	児童デイSES 藤枝みどり校	〒426-0027 藤枝市緑町2-2-1	電話 639-7301 FAX 639-7458	平日～ 18:00 (日休) 土祝夏等9:30 ～ 17:30	定員10名 送迎あり
8	株式会社 アース	児童デイSES 藤枝あおじま校	〒426-0066 藤枝市青葉町2-9-16	電話 639-5961 FAX 639-5962	平日～ 18:00 (日休) 土祝夏等9:30 ～ 17:30	定員10名 送迎あり
9	株式会社 アース	児童デイSES 藤枝きた校	〒426-0019 藤枝市天王町3-9-12	電話 631-6682 FAX 631-6683	平日～ 18:00 (日休) 土祝夏等9:30 ～ 17:30	定員20名 送迎あり
10	株式会社 アース	児童デイSES 藤枝みなみ校	〒426-0067 藤枝市前島3-4-1	電話 639-7830 FAX 639-7831	平日～ 18:00 (日休) 土祝夏等9:30 ～ 17:30	定員10名 送迎あり
11	特定非営利活動法人 障害者生活支援センターおのころ島	ころりん	〒426-0016 藤枝市郡1-3-27	電話 631-5654 FAX 同	平日～ 18:00 (土日祝休) 夏等 9:00 ～ 17:00	定員10名 送迎あり
12	株式会社 トレミー	クルール	〒426-0201 藤枝市下敷田75-2 八興ビル1階	電話 639-5230 FAX 639-5240	平日～ 17:30 (土日祝休) 夏等 9:30 ～ 17:30	定員10名※ 送迎あり 理学療法士在籍
13	株式会社 トレミー	青木クルール	〒426-0037 藤枝市青木2-19-28	電話 631-5642 FAX 631-5643	平日～ 17:30 (土日祝休) 夏等 9:30 ～ 17:30	定員10名 送迎あり 言語聴覚士在籍
14	株式会社 クラ・ゼミ	「きらり」藤枝校	〒426-0061 藤枝市田沼1-24-8 プレシヤス田沼1階	電話 631-5170 FAX 同	平日・土祝夏等 9:00 ～ 18:00	定員10名※
15	株式会社 クラ・ゼミ	「きらり」 藤枝ついで校	〒426-0031 藤枝市築地1-16-27 2F	電話 646-5212 FAX 同	平日・土祝夏等 9:00 ～ 18:00	定員10名※
16	株式会社 クラ・ゼミ	コベルプラス 藤枝教室	〒426-0067 藤枝市前島1-9-40 ナカエンタープライズビル1階	電話 639-5165 FAX 639-5166	火～土 9:30 ～ 18:30 (日・月・祝休)	定員10名 ※小集団療法 送迎なし

障害のある人やその家族の情報交換や互助を目的とした各種団体があり、支援や情報提供を行っています。詳細は各団体にお問い合わせください。

団 体 名	代 表 者	連 絡 先	活 動 内 容
藤枝市身体障害者福祉協会	磯部 勝弘	635-0480	身体障害者の福祉・互助
藤枝ろうあ部	水野 茂	FAX 646-6103	聴覚障害者の福祉向上・親睦
重度障害者の輪と 市民の輪をつなぐ会	横田 浩子	662-0389	身体障害者の社会参加のための 情報交換・交流活動
藤枝市手をつなぐ育成会	河原崎 守也	635-2150	知的障害者（児）の福祉向上のために、 家族/子育て/就労/教育・権利擁護など共 生社会に向けての支援
重症心身障害児(者)を守る会	三嶋 末子	645-0277	重症心身障害児（者）の保護育成・親の 連帯・社会への啓発
N P O 法人 藤枝光文庫	石神 利之	641-1508	点訳者・音訳者の養成事業 点字・録音図書製作に関する事業 地域福祉に関する普及・啓発事業 その他目的を達成するために必要な事業
N P O 法人 おのころ島	井出 一史	641-7001	経験豊富な障害者自身による 生活相談や自立支援
静岡県自閉症協会 志太榛原支部	池久保 美紀	090-3437-8138	障害者と保護者が活動できる場の提供、 啓発活動、保護者の連帯
NPO法人 精神保健福祉藤枝心愛会	小野 清子	634-0561	精神障害者と家族の連帯・互助 社会への啓蒙
藤枝断酒会	井口 嘉人	080-3664-0271	アルコール依存症からの回復を目指すた めの情報交換・交流活動
NPO法人 藤枝友の会	加藤 靖行	644-6911	精神障害者の自立支援相互援助
NPO法人 高次脳機能障害 サポートネットしずおか	滝川 八千代	622-7405	高次脳機能障害者（児）と家族の連帯・ 互助、障害福祉研修、社会への啓発
高次脳機能障害友の会「しずおか」	小関 理子	0547-24-0608	
公益社団法人 日本オストミー協会 静岡県支部	増井 均	635-7590	人工膀胱、人工肛門造設者の術後の 悩みや情報交換、快適な生活を送る ための研修活動

～障害を理由とする差別の解消に向けて～

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、誰もが暮らしやすい、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目指し、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を定めています。

▶「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」

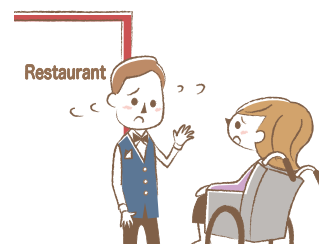
	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体	禁止 不当な差別的取扱いをしてはいけません	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません
民間事業者（会社・お店など）		法的義務 合理的配慮を行わなければなりません ※令和6年4月に改正法が施行され、努力義務から法的義務となりました。

▶「不当な差別的取扱い」とは

障害のある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるなど、障害のない人と違う扱いをすること

※正当な理由がある場合は、「不当な差別的取り扱い」になりません

＜例＞障害があるという理由で、飲食店への入店などを断られた



▶「合理的配慮」とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、その解決に向けた工夫や配慮を行うこと

※本人の意思表明が困難な場合には、その家族や介助者などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます

＜例＞車椅子使用者が乗り物に乗るときに手助けをすること



障害を理由とする差別で困ったときには、
下記の相談窓口にお問い合わせください

そうだんまどぐち
相談窓口

ふじえだし けんこうふくし ぶしょうがいふくし か
藤枝市健康福祉部障害福祉課
E-mail shougai@city.fujieda.lg.jp

TEL 054-643-3149
FAX 054-644-2941